

全世界
ジェンダー平等推進のための介入手法に
係る情報収集・確認調査
(保健・教育分野) (QCBS)

ファイナルレポート

平和構築 (紛争影響・脆弱国支援)

2025年10月

独立行政法人国際協力機構 (JICA)

株式会社 JIN

公益財団法人ジョイセフ

株式会社パデコ

ガ平
JR
25-038

全世界ジェンダー平等推進のための介入手法に係る
情報収集・確認調査（保健・教育分野）(QCBS)

ファイナルレポート

平和構築（紛争影響・脆弱国支援）

目次

6.1	要約.....	6-1
6.2	概要.....	6-2
6.2.1	平和構築の定義.....	6-2
6.2.2	女性・平和・安全保障 (WPS).....	6-3
6.2.3	国家行動計画（National Action Plan）.....	6-3
6.3	本章の構成.....	6-5
6.4	地方行政の能力強化を通じた平和構築におけるジェンダー主流化.....	6-6
6.4.1	概要.....	6-6
6.4.2	国際潮流：政府の能力強化におけるジェンダー主流化.....	6-9
6.4.3	他開発パートナーの取り組み：地方行政を通じた平和構築におけるジェンダー主流化.....	6-12
6.4.4	JICA 事業のレビュー：地方行政を通じた平和構築におけるジェンダー主流化.....	6-16
6.4.5	地方行政を通じた平和構築におけるジェンダー主流化に関する分析.....	6-19
6.4.6	地方行政を通じた平和構築におけるジェンダー主流化の介入案.....	6-22
6.5	紛争関連の性暴力（CRSV）.....	6-26
6.5.1	概要.....	6-26
6.5.2	国際潮流：CRSV の予防と対応.....	6-27
6.5.3	他開発パートナーの取り組み：CRSV の予防と対応.....	6-28
6.5.4	CRSV の予防と対応に関する取り組みの案.....	6-29
6.6	和平交渉における女性の参画.....	6-31

6.6.1	概要.....	6-31
6.6.2	国際潮流：和平交渉におけるジェンダー主流化.....	6-33
6.6.3	他開発パートナーの取り組み：和平交渉におけるジェンダー主流化.....	6-35
6.6.4	和平交渉や平和構築への女性の参画に係る取り組みの案.....	6-36
6.7	紛争影響・脆弱国における保健医療分野の取り組み.....	6-37
6.7.1	国際潮流：紛争影響・脆弱国の保健医療分野におけるジェンダー視点の取り組み.....	6-37
6.7.2	JICA 事業への教訓：紛争影響・脆弱国の保健医療分野におけるジェンダー視点の取り組み.....	6-45
6.8	紛争影響・脆弱国における教育分野の取り組み.....	6-47
6.8.1	国際潮流：紛争影響・脆弱国の教育分野におけるジェンダー視点の取組み.....	6-47
6.8.2	他開発パートナーの取り組みと JICA 事業への教訓：紛争影響・脆弱国の教育分野におけるジェンダー視点の取り組み.....	6-50

略語表

平和構築（紛争影響・脆弱国支援）

略語	英語（正式名称）	和文（日本語訳）
AU	African Union	アフリカ連合
CEDAW	Convention of the Elimination of all forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CRSV	Conflict-Related Sexual Violence	紛争関連の性暴力
DDR	Disarmament, Demobilization, Reintegration	武装解除・動員解除・社会復帰
DV	Domestic Violence	ドメスティック・バイオレンス / 家庭内暴力
ECOWAS	Economic Community of West African States	西アフリカ諸国経済共同体
EU	European Union	欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関
GCPEA	Global Coalition to Protect Education from Attack	—
GIZ	German Society for International Cooperation	ドイツ国際協力公社
HIV	Human Immunodeficiency Virus	ヒト免疫不全ウイルス
ICAN	International Civil Society Action Network	—
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
INEE	Inter-agency Network for Education in Emergencies	—
IPV	Intimate Partner Violence	親密なパートナーによる暴力
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
KCCP	Knowledge Co-Creation Program	課題別研修
LRA	Lord's Resistance Army	神の抵抗軍
NAP	National Action Plan	国家行動計画
NCDs	Non-Communicable Diseases	非感染性疾患
NGO	Non-Governmental Organisation	非政府組織
NPO	Non-Profit Organization	非営利組織
OCHA	United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs	国連人道問題調整事務所
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UN	United Nations	国際連合
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNGEI	United Nation Girls' Education Initiative	国連女子教育イニシアチブ
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所

UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UN INSTRAW	United Nations International Research and Training Institute for the Advancement of Women	—
UN-SWAP	United Nations System-wide Action Plan on Gender Equality and the Empowerment of Women	国連男女平等・女性のエンパワ ーメント全体行動計画
UN Women	United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women	国連女性機関
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WASH	Water, Sanitation, and Hygiene	水・衛生・衛生習慣
WHO	World Health Organization	世界保健機関
WPS	Women, Peace and Security	女性・平和・安全保障

6. 平和構築（紛争影響国・脆弱国支援）

6.1 要約

平和構築とは、紛争の根本的な原因を除去し、平和を維持・管理する能力を支援する活動である。国家制度や統治機構の強化、法の支配の確立、公共サービスの提供、和解の促進などを通じ、持続可能な平和の確立を目指すものである。

紛争が女性に及ぼす影響や、女性の和平交渉・平和構築に果たす役割については、2000年の国連安保理決議 1325号が初めて国際的に位置付けた。同決議は、紛争が女性や女兒に特有の影響を及ぼすことを認識し、長期的な復興と安定には女性の和平交渉・平和構築への参画が不可欠であるとして、その促進を求めている。同決議及び関連決議に基づく取り組みは「女性・平和・安全保障（Women, Peace, Security、WPS）」アジェンダと呼ばれる。WPSは①和平交渉や平和構築への女性の参画、②紛争関連の性暴力（Conflict Related Sexual Violence、CRSV）及びジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence、GBV）の予防、③被害者の保護と救済、④人道支援・復興・開発支援における女性や女子の特有のニーズへの対応、という4つの柱として整理されている。

決議 1325号及び関連決議は、各国でWPSアジェンダの推進に向けた国家行動計画（National Action Plan、NAP）の策定を求めている。日本もこの要請に応じ、NAPが策定され、女性の参画促進やジェンダー主流化、GBVの被害者／サバイバー¹への支援等を重視する平和構築を推進している。

地方行政の能力強化は、平和構築の一環として重要な手段である。ジェンダー主流化の観点からは、地方行政の政策の計画・実施・モニタリング・評価や、意思決定プロセス、行政サービス提供の場で女性の参画を保障し、女性の声を反映することや、リーダーシップの発揮を支援することが求められる。また、地方政府内でのジェンダー主流化として、行政職員の採用・昇進におけるジェンダー平等、ワーク・ライフ・バランスへの考慮、女性に対する差別やハラスメント防止の仕組み整備も重要である。

CRSVは、紛争状況下で多発する深刻な人権侵害である。男性や男児の被害も報告されているが、特に女性や女兒の被害が多いとされている。平和構築の過程では、CRSVの予防と被害者支援が不可欠であり、開発パートナーや国際機関は制度整備や能力強化を通じて対応する役割を持つ。具体的には、予防策としての法整備や教育・啓発、被害者／サバイバーへの医療・心理的支援、コミュニティベースでの支援ネットワーク構築などが重要である。

和平交渉における女性の参画は、紛争解決や和平合意の持続可能性を高める要素として重要である。交渉チーム内での女性の意思決定権や発言機会の保障、ジェンダー平等方針の策定、政策文書や合意文書への女性の視点の反映などが推進される。女性の参画は、従来見過ごされがちだ

¹性暴力を経験した人を「被害者」あるいは「サバイバー」と特定するかどうかは、主に当該個人の希望や自己認識による。用語の使用される文脈は状況によって異なる場合がある。例えば、「被害者」という用語は、国際法違反や犯罪の対象となったことを示す場合に使用される。この用語は広義で、性暴力を直接経験した人だけでなく、間接的に影響を受けた人（例：CRSVによって生まれた子ども）も含まれる。一方、「サバイバー」という用語は、性暴力を経験した個人の回復過程に関連して使用されることが多く、主体性や回復力を意味する。国連全体で、どちらの用語を使用するかについての統一見解はない。（出典：United Nations(UN). (2020). 'Handbook for United Nations Field Missions on Preventing and Responding to Conflict-Related Sexual Violence' p.8 脚注を和訳の上、一部引用。）

った社会的ニーズや社会的弱者の視点を交渉過程に組み込むことを可能にし、より包括的で実効性のある和平プロセスの実現に資する。

紛争影響下の国や脆弱国における保健の取り組みは、保健医療サービス提供に加えて、社会復興や平和構築の基盤づくりの一つとして位置付けられる。保健施設や医療資材の不足、医療従事者の流出、アクセス制約などの課題が存在する中、段階的な支援が行われる。緊急期には人道支援や移動診療、緊急避難所での医療提供が行われ、復旧期には施設の再建や従事者の研修、開発・復興期には保健システムの整備やコミュニティヘルスワーカー育成が進められる。これらの取り組みには、妊産婦や乳幼児へのサービス確保、GBV 被害者への医療・心理的支援などジェンダーの視点に立った対応が不可欠であり、地域住民や女性グループの参画が利用率向上や持続可能性の確保に寄与する。

紛争影響下の国や脆弱国では、学校施設の破壊、教員不足、安全面・経済的理由による教育へのアクセス制約、心理的トラウマなどの課題がある。教育の取り組みは、学習の継続と保護を確保することを基本とし、暫定的な学校や学習センターの設置、心理社会的支援の組み込みが行われる。また、教育を通じて子どもや青少年を社会課題の解決者として育成し、地域社会や保護者を巻き込むことで、学校や地域を安全で包括的なコミュニティ空間として活用することが重視される。ジェンダーの観点では、女子の教育機会の保障やジェンダーやその他の交差性によるニーズを踏まえた教育内容の検討と提供、教育現場における GBV の予防と対応が重視されている。一方、平和構築の観点では、教育のカリキュラムや教育内容が社会的緊張や紛争を助長しない様留意するとともに、教育を通じて多様な背景を持つ人々の相互理解や社会包摂を促進し、生徒を平和構築の担い手として育成するなど、教育を平和構築に寄与する重要な手段として位置付けている。

6.2 概要

6.2.1 平和構築の定義

「平和構築 (peacebuilding)」という用語は、平和学の代表的な研究者であるヨハン・ガルトゥング²が報告書「平和への3つのアプローチ：平和維持、平和創造、平和構築」³で初めて用いた概念である。彼は、暴力的な紛争の根本的な原因を取り除き、平和を管理し、紛争を解決するための能力を支援する枠組みとして、平和構築を位置付けている。この概念は、国連事務総長ブトロス・ブトロス＝ガリによる報告書「平和への課題 (An Agenda for Peace)」⁴を通じて広く知られるようになった。同報告書では、平和構築を「紛争の再燃を防ぎ、平和を強化・定着させるための体制を特定し、支援する行動」と定義している。国連はまた、平和と安全を維持するための平和構築やその他の活動について、下表のように定義している。

表 6-1：国連の紛争予防、平和創造、平和強制、平和構築、平和維持活動の用語の定義

用語	定義
紛争予防	国内または国家間の緊張や紛争が、暴力的な対立に発展するのを防ぐための外交的手段を指す。
平和創造	進行中の紛争に対処する手段であり、通常は交戦中の当事者を交渉によって合意に導くための外交的措置を指す。

² 世界的に「平和学の父」と呼ばれ、「積極的平和」「構造的暴力」の概念の提唱者としても知られる。1959年に世界初の平和研究の専門機関としてオスロ国際平和研究所 (PRIO) を創設した。

³ Johan Galtung. (1976). *Three Approaches to Peace: Peacekeeping, Peacemaking, and Peacebuilding*

⁴ Boutros Boutros Ghali. (1992). *An Agenda for Peace*

平和強制	軍事力の使用を含む強制的措置を適用するものであり、安全保障理事会の明示的な承認が必要。
平和構築	紛争の再発を防ぐために、あらゆるレベルで国家の紛争管理能力を強化し、持続可能な平和と開発の基盤を構築することを目的とする。これは複雑で長期的なプロセスであり、持続的な平和を実現するために必要な条件を整えるものである。平和構築の施策は、国家および社会の機能に関わる核心的な課題に取り組み、国家がその中核的な機能を効果的かつ正当性をもって遂行できるようにすることを目指す。
平和維持活動	政治的プロセスの促進、民間人の保護、元戦闘員の武装解除・動員解除・再統合の支援、選挙の実施支援、人権の保護と促進、法の支配の回復を支援する活動である。

出典：国連のWeb サイト UN Peace Keeping Operations. Terminology⁵を基に調査団和訳

本報告書では上記の区分のうち平和構築に焦点を当てているが、各取り組みはしばしば重複することもあるため、紛争予防、平和創造、平和強制、平和維持に関連する取り組みも一部含まれている。

6.2.2 女性・平和・安全保障（WPS）

和平交渉および平和構築における女性の参画は、長期的な復興や安定にとって不可欠である。2000年、国連安全保障理事会決議第1325号（S/RES/1325）が採択された。これは「平和と安全保障」という文脈において女性に関連付けた初めての決議である。同決議は、紛争が女性や女児に及ぼす影響が、男性および男児に対する影響とは異なることを認識し、和平プロセスや平和構築において、女性の積極的かつ効果的な参画の必要性を認めた。決議1325は、以下の4つの柱⁶から構成されている。

- 1) 参画：紛争予防・解決、和平交渉、平和維持、平和構築の全ての取組への女性の平等で十全な参画
- 2) 予防：紛争予防、CRSV及びGBVや人権侵害の防止
- 3) 保護：CRSV及びGBVや人権侵害からの保護や救済
- 4) 救援と復興：人道支援、復興、開発支援における女性や女子に特有のニーズへの対応

また、国連安全保障理事会は、決議1325号に続いて、「女性・平和・安全保障（WPS）」に関する追加の9つの決議を採択している。これらは、次の2つのグループに分類される。

第一のグループは、平和創造および平和構築における女性の積極的かつ効果的な参画を促進するものである。（関連決議：S/RES/1325（2000）、S/RES/1889（2010）、S/RES/2122（2013）、S/RES/2242（2015）、S/RES/2493（2019））

第二のグループは、CRSVの予防および対処を目的とする。（関連決議：S/RES/1820（2008）、S/RES/1888（2009）、S/RES/1960（2010）、S/RES/2106（2013）、S/RES/2467（2019））

6.2.3 国家行動計画（National Action Plan）

国連加盟国は、決議1325および関連決議の実施を目的として、「女性・平和・安全保障（WPS）」に関する国家行動計画（NAP）を策定するよう求められている。2023年7月時点で、107か国がWPSに関するNAPを採択している。

日本政府は、2016年から2019年の第1次NAP、2019年から2022年の第2次NAPに続き、

⁵ UN Peace Keeping Operations. Terminology. <https://peacekeeping.un.org/en/terminology>（アクセス日 2025年9月27日）

⁶ 外務省. 第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023—2028年度）. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100497914.pdf>（アクセス日 2025年7月15日）

2023年に第3次NAP（2023～2028年）を策定した。第3次NAPは、以下の5つの柱から構成されている。

- 1) 女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進
- 2) CRSV及びGBVの対応と予防
- 3) 防災及び災害対応・気候変動に関する女性の参画促進とジェンダー主流化
- 4) 国内のWPS促進に資する取組
- 5) 第三次NAPのモニタリングおよび評価

NAPに基づき、JICAはWPSアジェンダ推進に貢献する活動を実施している。具体的には、紛争影響地域における女性の生計向上支援、ジェンダーの視点を取り入れた地方行政の運営支援、女性警察官の能力強化を通じた性暴力や人身取引からの保護などである。これらの案件については「女性・平和・安全保障に関する行動計画評価報告書」に記載されており、外務省のウェブサイト⁷⁾に掲載されている。

下表は、日本の第3次NAPの区分に基づいて、JICAと他開発パートナーのWPSの取り組みを整理したものである。JICAと他開発パートナーの取り組みを比較すると、（ア）女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進のうち、和平交渉については、JICAは開発援助機関であることから、フィリピン国バンサモロ地域の案件を除き、和平交渉の公式なプロセスへの参画に係る事例は限られている。地方行政やコミュニティ開発におけるジェンダー主流化に関するJICAと他開発パートナーの比較については、本報告書の6.4.5（3）に記載している。（イ）CRSVの対応について、JICAではクラスター事業戦略⁸⁾としてGBVの撤廃に取り組んでおり、南スーダンやケニアでGBV撤廃や被害者／サバイバーの自立支援の案件を行っている。また、東南アジアの人身取引対策の案件でGBV対応に取り組んでいる。紛争影響国・地域におけるGBVの事例が多く報告されているため、今後もGBV予防や対応を目的とした案件のニーズは高いと思われる。JICAのスーダン国の案件や国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization、FAO）等の農業案件におけるGBV予防・対策案件の様に、紛争影響国の他分野の課題解決を目指す案件において、GBVの予防・対応を組み込むことも検討する余地がある。（ウ）防災及び災害対応・気候変動に関する女性の参画促進とジェンダー主流化について、JICAでは、防災・災害対応に関するジェンダー課題とその取り組みの経験を豊富に有する日本ならではの知見を他国から招いた研修員に共有する課題別研修を行っている。（ウ）をWPSの柱として取り組んでいること自体が他国と比べて独自性がある。

表 6-2：日本の第3次NAPに基づく JICA と他開発パートナーの WPS の取り組み

日本の第3次NAPの区分	JICA ※太字がWPSの取り組み	他開発パートナー ※太字がWPSの取り組み
（ア）女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政 ・ フィリピン国バンサモロ包括的能力向上プロジェクト（女性のニーズを踏まえた開発計画） ・ 複数案件（行政職員向けのジェンダー研修） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 和平交渉・開発計画 ・ ドイツ国際協力公社（German Society for International Cooperation、GIZ）・国連女性機関（United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women、UN Women）他→中東諸国：持続的平和へ

⁷⁾外務省。女性・平和・安全保障に関する行動計画。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/jp/pc/page1w_000128.html（アクセス日 2025年7月15日）

⁸⁾JICA。クラスター事業戦略「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」 https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/_icsFiles/afieldfile/2023/07/13/001.pdf（アクセス日 2025年9月27日）

	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ開発 <ul style="list-style-type: none"> ・コートジボワール国大アビジャン圏社会統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクト（住民集会の女性参画、諍いの調停への貢献） ・スーダン国ダルフル3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト（女性労働者の職業訓練・雇用促進、保健・給水分野での女性の参画） ・ウガンダ国北部ウガンダ生計向上プロジェクト（社会的弱者の役割分担、便益の分配） ・南スーダン国スポーツを通じた平和促進プロジェクト（若年層の居場所の創出と「平和の担い手」としての育成） 	<p>の女性の活躍案件（女性の平和構築への参画のための能力強化、政策への女性の視点の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政 <ul style="list-style-type: none"> ・国連開発計画（United Nations Development Programme、UNDP）→ソマリア：女性の平和構築リーダーシップ向上案件（女性のニーズの確認、透明性・説明責任の確保によるジェンダー主流化） ・米国国際開発庁（United States Agency for International Development、USAID）→アフガニスタン：行政内のジェンダー主流化案件（女性の雇用・昇進支援、ハラスメント防止、労働基準整備、女性の就業に対する行政内・住民の理解促進） ● コミュニティ開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ国際協力公社（German Society for International Cooperation、GIZ）GIZ→ナイジェリア北東部：帰還民・国内避難民・受入住民の社会的・経済的参画案件（女性の意見表明のための支援、住民・地域のリーダーのジェンダー啓発、女性避難民の収入創出）
（イ）CRSV及びGBVの対応と予防	<ul style="list-style-type: none"> ● GBV予防・対策の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ケニア・パキスタンのジェンダー専門家派遣（GBV予防・被害対応能力強化） ● 他事業でのGBV予防・対策 <ul style="list-style-type: none"> ・上記スーダン国の案件（給水施設での女性・子どものハラスメント防止・対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ● GBV予防・対策 <ul style="list-style-type: none"> ・UN STOP RAPE NOW→各国：CRSVの被害者やリスクがある人の保護、医療支援、生活支援、司法サービスの提供、CRSVの対応能力強化 ● 他事業でのGBV予防・対策 <ul style="list-style-type: none"> ・FAO→複数国：農業案件のGBV予防・対策
（ウ）防災及び災害対応・気候変動に関する女性の参画促進とジェンダー主流化	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA課題別研修「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」（防災・災害対応・復旧・復興における被災経験や取り組みの共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・UNDRR→各国：災害リスク削減におけるジェンダー主流化のための政策・実践のガイドラインの作成
（エ）国内のWPS促進に資する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・TICAD7プレイベント「紛争影響下におけるGBV」（非常時のGBV予防・対策の経験共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・UNECR他→ブータン・コンゴ民主共和国など：公的機関における女性の参画の知見の共有（女性の参画・リーダーシップ醸成に係る各国の経験共有）

6.3 本章の構成

国連の刊行物「UN Peacebuilding: an Orientation（国連の平和構築：指針）」⁹は、平和構築におけるジェンダー主流化のため、以下の3つの主要な戦略を示している。

- 1) 紛争が女性の復興に及ぼす特有の影響、特にGBVへの対応
- 2) 平和構築および意思決定プロセスにおける女性の完全かつ平等な参画およびオーナーシップ（当事者意識を持って取り組む姿勢）の支援
- 3) 政治的・社会的・経済的復興に向けた国家の優先事項として、過去の不平等を是正し、ジェンダー関係に肯定的な影響を及ぼし、ジェンダー平等に貢献することを担保すること

⁹ UN Peacebuilding Support Office. (2010). *UN Peacebuilding: An Orientation*

本調査では、以下のテーマを取り上げる。特に、JICAによる取り組みが多く見られる「地方行政の能力強化を通じた平和構築におけるジェンダー主流化」に焦点を当てて論じる。

- 1) 地方行政の能力強化を通じた平和構築におけるジェンダー主流化
- 2) 紛争関連の性暴力（CRSV）
- 3) 和平交渉における女性の参画
- 4) 紛争影響国・脆弱国での保健分野におけるジェンダー主流化
- 5) 紛争影響国・脆弱国での教育分野におけるジェンダー主流化

まず「地方行政の能力強化を通じた平和構築におけるジェンダー主流化」について、概要、国際的動向、他開発パートナーの取り組み、JICAの取り組みを分析する。その後、文献レビュー及び分析を基に、地方行政や地域社会におけるジェンダー主流化のための取り組みの案を提示する。次に、「CRSV」、「和平交渉における女性の参画」のそれぞれについて、概要、国際的動向、他開発パートナーの取り組みを整理する。また、本調査の主目的に鑑み、紛争影響国および脆弱国での保健・教育分野の事業実施におけるジェンダーの取り組みについても補足する。

6.4 地方行政の能力強化を通じた平和構築におけるジェンダー主流化

6.4.1 概要

(1) 平和構築と地方行政

国際機関、二国間援助機関、NGOなどが、紛争解決や戦後復興の一環として平和構築活動に関与することは多いが、持続的な平和の実現には、紛争からの復興を進める当該国の政府および住民が、当初から平和構築に能動的に関与することが不可欠である。

これまで国連や他の開発パートナーは、ガバナンス改善を通じた平和構築の取組みにおいて、中央政府に重点を置く傾向があった。しかし、国際平和研究所の報告¹⁰によれば、中央政府の統治が分断され、正統性が広く認められていない場合には、中央政府への支援のみによる平和構築は失敗する可能性があるとされている。

また、同報告は、持続的な平和の実現において、地方政府による良好な統治の効果にも言及している。教育や保健などの基礎的なサービスを、地方行政が効率的かつ効果的に住民に提供できれば、住民は平和の恩恵を実感し、地方行政への信頼も高まるとされている。

さらに、地方行政は住民の声を政策に反映する機能も有している。中央政府と比べて住民との距離が近いこと、住民のニーズを把握しやすく、特に社会的に不利な立場や周縁化された集団にとっては、自らの関心やニーズを伝える機会を得る可能性が高い。加えて、分権化の度合いは国によって異なるものの、多くの国では、住民への保健・教育などの公共サービスの直接的な提供は地方行政の責務となっている。住民が地域の行政における課題の検討や解決に向けた議論に参加することにより、紛争や社会課題の解決に向けた住民の意思形成が醸成され、それが持続的な平和の実現につながる可能性がある。

(2) 地方行政におけるジェンダー課題

地方行政におけるジェンダーに関連した課題は、大きく2つに分類できる。一つは、地方行政職員の男女間の就労・雇用上の不平等であり、もう一つは、地方行政の政策の立案・実施・モニ

¹⁰ International Peace Institute. (2018). *The Role of Local Governance in Sustaining Peace*

タリングの各段階において、ジェンダーの視点が十分に取り入れられていないことである。

地方行政職員の人事・労働環境のジェンダー不平等（課題）

世界全体では地方行政職員に占める女性の割合は半数に近づいている¹¹が、国や地域によって大きな差が存在する。とりわけ、脆弱国および紛争影響国における女性の割合は 23%にとどまり、世界平均の半分以下となっている¹²。また、行政機関における男女の職員構成は分野によって異なっており、保健や教育などのサービス分野には女性職員が多い一方で、防衛や財政などの分野には少ない傾向にある。さらに、クォータ制等により女性職員数を確保したとしても、管理職レベルの女性の割合は依然として低い傾向にある。

地方行政職員の人事・労働環境のジェンダー不平等のリスク要因

ジェンダー課題の原因および要因を理解するために、国際的には「社会生態学的モデル（Socio-ecological model）」が用いられている。以下は、地方行政において女性職員の数が少ないことや、管理職昇進が困難であることに関するリスク要因を、個人、対人関係、地域社会、社会全体の4つのレベルに分けて示したものである。

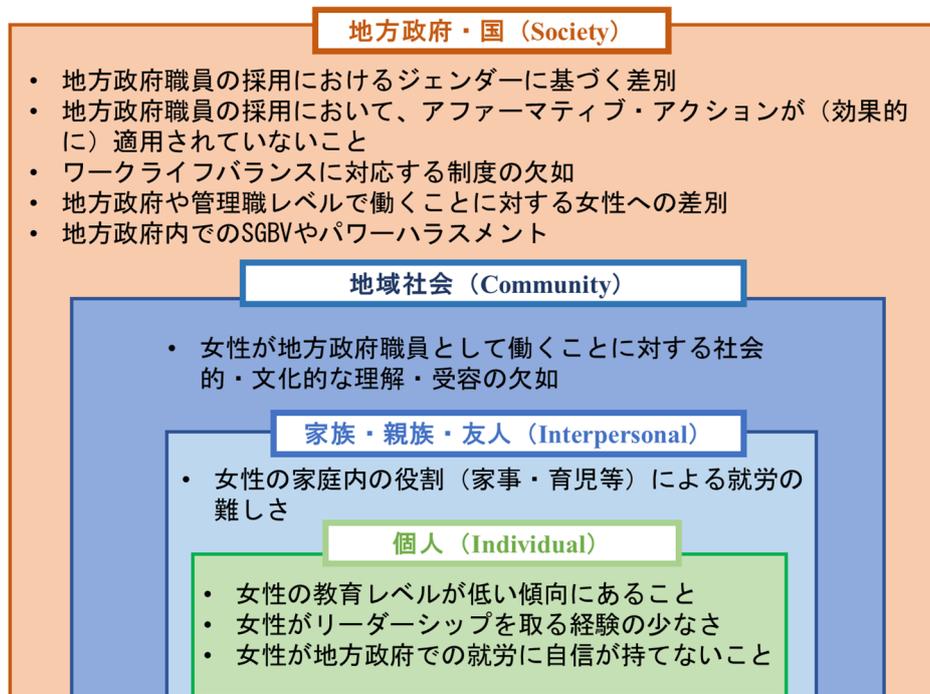


図 6-1：地方行政職員の人事・労働環境のジェンダー不平等のリスク要因に関する社会生態学的モデル

出典：調査団作成

個人レベルでは、女性の教育水準が比較的低いことにより、地方行政における能力不足が生じ、結果として採用や昇進の機会が限定される。家庭や社会の中で女性の発言の機会が少ない場合、リーダーシップ経験の欠如も顕著となる。例えば、ソマリアの一部の地域では、文化的に年長の男性が意思決定を行うとされており、女性は意思決定の場に立ち入ること自体が許されないこともある。対人関係レベルでは、女性が家庭内の家事や育児の大部分を担うことが多く、地方行政

¹¹ The global average of women's participation in public administration was 46 percent in 139 countries based on the most recent available data in each country from 2015 to 2020. Source: UNDP and University of Pittsburgh. (2021). *Global report on gender equality in public administration*

¹² The percentage is based on the most recent available data in each country from 2015 to 2020. Source: UNDP and University of Pittsburgh. (2021). *Global report on gender equality in public administration*

での勤務や管理職としての職務に従事することが困難となる場合がある。地域社会レベルでは、地域や宗教、文化によっては、女性が公務員として働くこと自体を認めない地域もある¹³。個人レベルにおいて、能力が男性と同等であっても、それを社会的に認めない状況がある。社会レベルでは、地方行政の内部において、性差別、GBV、ハラスメントなどが存在する場合、それが女性の就業意欲や継続勤務の妨げとなる。また、母親・父親の育児休業などの制度の不十分さも、女性職員が減少する要因となる。

地方行政の政策におけるジェンダー視点の欠如（課題）

地方行政が提供する公共サービスは、性別、階層、言語、民族、その他の社会文化的・経済的側面において多様な背景をもつ住民を対象としている。このため、さまざまなステークホルダーの意見を聴取することが不可欠である。しかしながら、地方行政において、社会的弱者や少数者の声は届きにくい傾向にある。

国連開発計画（UNDP）の報告書¹⁴では、行政における意思決定・実施・モニタリングに関するジェンダー包摂のための多層的な取り組みとして、「意思決定における多様な背景を持つ女性の代表性の拡大」、「ジェンダーの視点に立ったデータ収集・分析・対応の実施」、「意思決定に至る過程と成果の双方でジェンダーの視点に立つこと」が重要であると整理している。同報告書は、ジェンダー面で包摂的な意思決定が果たす役割として、女性の公的生活への参加権を主張すること、社会全体および他の制度・個人に対して影響力あるメッセージを送ること、女性と男性双方の関心と視点を意思決定に反映させること、意思決定過程およびその成果の質を向上させることと説明している。また、ジェンダーおよび交差性に基ついた社会的ニーズを特定するためには、ジェンダー別かつ交差性別のデータの収集と活用が不可欠であると指摘している。社会的規範が女性や少数者の公的生活や意思決定への参加を妨げている場合には、これらの規範の是正が求められる。こうした取り組みを進めるための前提として、公共政策の企画・立案・実施に関わる行政官に対するジェンダー主流化の能力強化が必要とされる。

地方行政の政策におけるジェンダー視点の欠如のリスク要因

以下の図は、地方行政の政策立案・実施・モニタリングにおいて、ジェンダー視点が欠如している原因およびリスク要因を、社会生態学的モデルに基づき4つのレベルで示したものである。

個人レベルでは、一部の女性や社会的弱者は、自身の関心やニーズを他者の前で表明することに慣れておらず、政治的・社会的議論に参加する経験や機会が少ない。対人関係レベルでは、女性が家事や育児を主に担う状況も多く、政治的・社会的な会議への参加に時間を割くことが困難であるケースが挙げられる。地域社会レベルでは、一部の文化や地域において、女性が会議に出席すること自体が認められていない場合がある。仮に出席しても、発言機会が与えられず、自らのニーズを表明することができないことがある。社会レベルでは、一部の地方行政では、ジェンダー別データを収集しておらず、ジェンダーごとに特有の課題の把握が難しくなっている。また、地方行政職員の中には、ジェンダー別やその他の社会・文化的カテゴリーの人々に対して偏見を持つ者もあり、周縁化された集団のニーズを正確に把握することが難しくなる場合がある。仮に

¹³ In traditional patriarchal societies such as Afghanistan, women who work as civil servants are sometimes referred to as 'bad women'. Source: Parwiz Mosamim and Jean-Patrick Villeneuve. (2023). *Women in government: the limits and challenges of a representative bureaucracy for Afghanistan (2001–2021)*

¹⁴ UNDP and University of Pittsburgh. (2021). *Global report on gender equality in public administration*

そうしたニーズを把握できたとしても、地方行政がそれらの課題を優先課題として扱わない可能性がある。

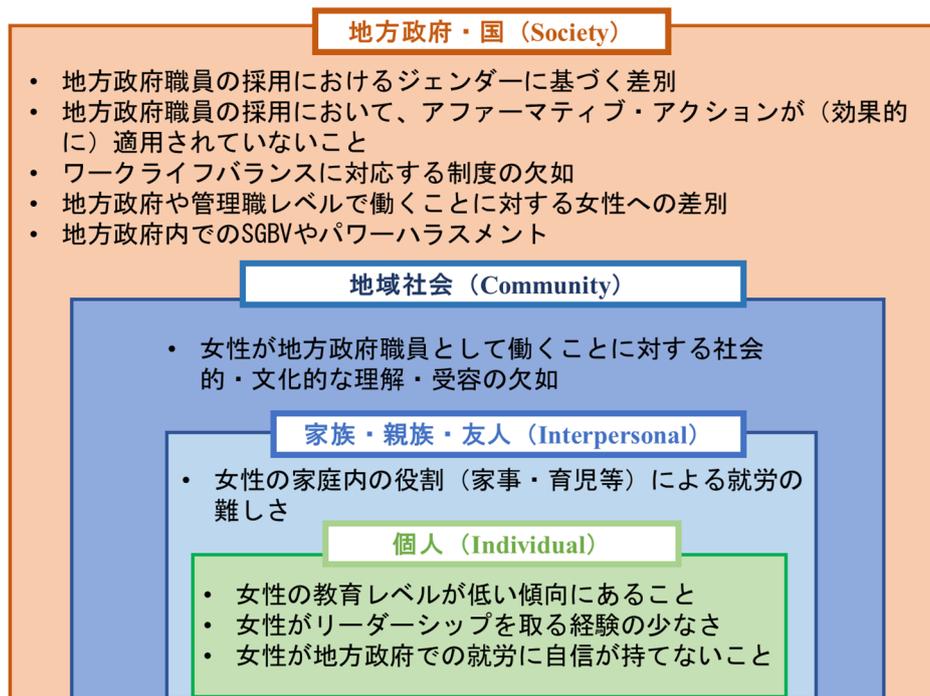


図 6-2：地方行政の政策におけるジェンダー視点の欠如のリスク要因に関する社会生態学的モデル 出典：調査団作成

6.4.2 国際潮流：政府の能力強化におけるジェンダー主流化

地方を含む政府の能力強化におけるジェンダー課題に関する国際的な動向について分析する。本項以外の部分では、立法、司法、行政の三権のうち、主に行政におけるジェンダー主流化について述べているが、女性の参画の視点では、女性の立法や政治への参加に関する取り組みも重要であるため、本項では行政に加えて立法に関する支援も含めて記載する。そのため、本項では行政ではなく政府という用語を使用する。

(1) 国際会議における合意

国際的な会議や合意文書における、政府の能力強化におけるジェンダー課題およびその解決に関連する声明は下表のとおりである。

表 6-3：政府の能力強化におけるジェンダー主流化に関する主要な国際合意

女子差別撤廃条約 (CEDAW, 1979年)
各国政府に対して、政策の策定および実施における女性の平等な参加を確保することを求めている。第2部第7条では、すべての選挙における投票権、政府の政策形成およびその実施への参加、全てのレベルの公務への従事に関して、男女平等の権利の確保に努めるよう各国に要請している。
北京宣言および行動綱領 (1995年)
第4回世界女性会議に参加した各国政府は、「平等・開発・平和」の目標を掲げ、女性の意思決定参加、権限強化、食料・教育・保健への平等な機会、女性の貧困撲滅を目指す行動を確認した。行動綱領の実施においては、すべての政策およびプログラムにジェンダーの視点を反映させることが期待されている。
国連安全保障理事会決議1325号「女性・平和・安全保障 (WPS)」 (2000年)
この決議は、国家・地域・国際レベルの紛争予防、管理および解決の制度や仕組みにおける、女性および少女の代表性を高めるよう加盟国に要請している。
持続可能な開発目標 (SDGs)
政治的・経済的・公的なあらゆる意思決定のレベルにおいて、女性の完全かつ効果的な参加およびリーダーシップの平等な機会を達成することが目標として掲げられている。

(2) 国際的・地域的なイニシアチブ・枠組み

政府の能力強化におけるジェンダー主流化に関して、複数の国際・地域レベルの枠組みおよび取り組みが策定されている。

表 6-4：政府の能力強化におけるジェンダー主流化に係る主要な国際的・地域的枠組み

国際的枠組み	
国連・世界銀行「危機影響下における政府機能に関するパートナーシップ枠組み」 ¹⁵	紛争直後の政府機能に関するニーズを評価し、支援の提供に関する協調的なアプローチと手法を策定するための枠組みである。ただし、ジェンダー主流化を主題とはしていない。
UNDPグローバル・イニシアチブ「公共行政におけるジェンダー平等（Gender Equality in Public Administration：GEPA）」 ¹⁶	公共機関における女性の権限強化、参加およびリーダーシップの拡大を支援することを目的としており、ジェンダー平等に関する最新情報の整備、証拠に基づく政策決定の促進を図る。
地域的枠組み	
アフリカ統一機構（AU）ガバナンス報告書（2021年）「私たちが求めるアフリカのためのアフリカの統治の未来」 ¹⁷	女性のリーダーシップおよび意思決定参加の割合を公的・民間部門、国・地域レベルで30～50%に引き上げること、すべての教育段階における女子の在学率・卒業率の向上、GBVの削減、保護と安全のためのジェンダー施策の実施とその予算措置などが盛り込まれている。
AU「ジェンダー平等および女性のエンパワメント戦略 2018–2028」 ¹⁸	AUの長期ビジョン「Agenda 2063」の目標6（市民主導の開発、特に女性と若者の潜在力重視）およびAU憲章第4条(l)（ジェンダー平等の推進）に基づき、以下の4つの柱を中心に展開されている：① 機会の最大化と成果の強化、② 尊厳・安全・レジリエンスの確保、③ 有効な法制度・政策・組織の構築、④ リーダーシップ・発言・可視化の促進

(3) 国際機関による報告書・研究

政府の能力強化に関する国際機関の報告書とその概要を以下に示す。

表 6-5：政府の能力強化に関する国際機関の主要な報告書

国際連合・世界銀行	
「脆弱および紛争影響下にある状況における中核的政府機能の再構築」 ¹⁹ （2017年）	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年4月に締結された「危機影響下にある状況に関するパートナーシップ枠組み協定」に基づき、国連と世界銀行が脆弱国および紛争影響国への支援を共同で進めてきた成果である。 ・第6章では、脆弱国および紛争影響国における地方政府への支援に関する機会および考慮すべき点について論じている。 ・ただし、ガバナンスにおけるジェンダー主流化は本報告書の主要な焦点ではない。
国連女性機関	
「地方政府における女性の代表性：グローバル分析」 ²⁰ （2021年）	<ul style="list-style-type: none"> ・世界的なデータに基づき、地方政府における女性の代表性を分析した報告書で、地方レベルの意思決定機関における女性の代表性の低さを示す。 ・地方政府における法定クオータ制度やその他の選挙制度は一定の効果を

¹⁵ United Nations-World Bank Partnership. *United Nations-World Bank Partnership Framework for Crisis-Affected Situations*. <https://www.un.org/peacebuilding/policy-issues-and-partnerships/partnerships/un-worldbank-partnership>

¹⁶ UNDP. (2014). *Gender equality in public administration*. <https://files.acquia.undp.org/public/migration/ma/GEPA-Global-report.pdf>（アクセス日 2025 年 10 月 7 日）

¹⁷ African Union (AU). (2021). *The Africa Governance Report*. https://au.int/sites/default/files/documents/41632-doc-800614_APRM_Governance_Report_2021_03.pdf（アクセス日 2025 年 10 月 7 日）

¹⁸ AU. (2021). *AU Strategy for Gender Equality & Women's Empowerment 2018-2028*. <https://faolex.fao.org/docs/pdf/au189077.pdf>（アクセス日 2025 年 10 月 7 日）

¹⁹ UN/World Bank. (2017). *(Re)Building Core Government Functions in Fragile and Conflict Affected Settings*. <https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/publications/rebuilding%20core%20government%20functions%20joint%20principles.pdf>（アクセス日 2025 年 10 月 7 日）

²⁰ UN Women. (2021). *Women representation in local government: A global analysis*. <https://www.unwomen.org/sites/default/files/2022-01/Womens-representation-in-local-government-en.pdf>（アクセス日 2025 年 10 月 7 日）

	<p>持つが、クォータが存在しない場合には、その効果は限定的とされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方レベルにおける女性の政治参加に関するデータの不足を指摘している。これには、データの性別分類の不十分さ、選挙データの活用不足、新たなデータ収集手法の必要性などが含まれる。
国連開発計画	
「公共行政におけるジェンダー平等 (GEPA)」イニシアチブ (2021年) ²¹	<ul style="list-style-type: none"> ・公共行政における女性の平等な参加および意思決定への関与に関する課題と機会について、データと分析を提示している。 ・あらゆるレベル・分野の公共部門において平等と多様性を確保することが、政府機能の向上、行政の応答性と説明責任の確保、サービスの質の向上、公共機関に対する信頼・信用の促進における重要性を強調している。
「脆弱国および紛争影響国は中核的政府機能を優先しているか：2030アジェンダの達成に向けた公共部門機関への公的支出の棚卸し」 ²² (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー主流化を主要な焦点とはしていないが、南スーダン、ミャンマー、コロンビア、パキスタン、シエラレオネの事例研究に基づき、紛争後の統治の一般的な状況を解説している。 ・ジェンダーに係る記述として、コロンビアの軍や警察における女性の参加拡大、ミャンマーの行政制度改革における人種、出生地、宗教、ジェンダーによる差別のない、能力本位の公務員制度について記載されている。 ・紛争後の公的支出に関する定量分析によれば、安全保障セクターが優先される一方で、公共行政セクターは優先されていないことが明らかとなった。いずれの国においても、地方分権および地方ガバナンスの実現には困難が伴っている状況が観察されている。 ・政治的に複雑な状況や、脆弱性が継続している場合や、危機が長期化している状況下では、歳入・歳出管理や公共行政といったテクノクラートの改革の方が効果的であるという傾向も確認されている。
国連経済社会理事会 (ECOSOC)	
「女性および少女の完全かつ効果的な公的生活への参加と意思決定、並びに暴力の撤廃によるジェンダー平等とエンパワメントの実現」 ²³ (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> ・本報告書は、女性の完全かつ効果的な公的生活への参加と意思決定、ならびに暴力の撤廃に関する世界的な傾向、継続的な障壁、そして機会を示している。法定クォータを通じた各レベルでの女性の代表性の進展、意思決定や市民社会における女性の参加の効果が示されている。一方で、女性に対する暴力の増加など、体系的な課題も報告されている。
ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦ジェンダーセンター、OSCEボスニア・ヘルツェゴビナ支援ミッション	
「地方レベルにおけるジェンダー平等マニュアル」 ²⁴ (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・本マニュアルは、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦 (FBiH) における地方政府でのジェンダー平等と女性のエンパワメントを促進するアプローチのモデルを示している。具体的には、①ジェンダー平等を推進する組織の設立、②地方の法令との整合性を取ること、③ジェンダー分析と平等促進プログラムの策定、④政策・手続きのジェンダー主流化およびジェンダー対応型予算編成を扱っている。
アフリカ国連経済委員会向けの報告書 (ミズーリ大学 Tola Olu Pearce博士)	
「アフリカにおけるジェンダーとガバナンス：概念的枠組み」 ²⁵ (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・本報告書は、アフリカにおける女性のガバナンス参加の歴史を、前植民地期、植民地期、独立後の各時代にわたって考察している。欧州的なジェンダー観をアフリカに適用することにより、女性の権利や経済的貢献に関する誤解が生じた可能性があることを指摘している。
国際民主主義・選挙支援研究所 (IDEA) アフリカ・西アジア地域事務所	
「女性の政治参加：アフリカ・バロメーター」 ²⁶ (2021年)	<ul style="list-style-type: none"> ・本報告書は、2000年から2020年にかけてのアフリカにおける女性の政治参加の動向を概観している。国会議員や地方議員におけるジェンダー比率

²¹ UNDP and University of Pittsburgh. (2021). *Global report on gender equality in public administration*. <https://www.girl.pitt.edu/sites/default/files/undp-upitt-2021-gender-equality-in-public-administration-en3.pdf> (アクセス日 2025年10月7日)

²² UNDP. (2019). *Do fragile and conflict-affected countries prioritise core government functions?* https://reliefweb.int/attachments/bb16ad34-2997-392f-a9cc-0f9c45f0703e/CGFs%20in%20FCAS%20Combined%20Report_v1.1-web.pdf (アクセス日 2025年10月7日)

²³ UN Secretary General (2020). *Women's full and effective participation and decision-making in public life, as well as the elimination of violence, for achieving gender equality and the empowerment of all women and girls: report of the Secretary-General*. <https://digitallibrary.un.org/record/3898140?v=pdf#files> (アクセス日 2025年10月7日)

²⁴ Federation of Bosnia and Herzegovina, Head of OSCE Mission to BiH. (2015). *Manual For Gender Equality At The Local Level*. <https://www.osce.org/files/f/documents/c/3/216636.pdf> (アクセス日 2025年10月7日)

²⁵ Tola Olu Pearce. (2000). *Gender and Governance in Africa.: A conceptual framework*. <https://repository.uneca.org/server/api/core/bitstreams/6e6d9c39-56ea-5b8f-9bec-f06c48c44121/content> (アクセス日 2025年10月7日)

²⁶ The International IDEA Africa and West Asia Regional office. (2021). *Women's Political Participation ~ Africa Barometer 2021*. <https://www.idea.int/sites/default/files/publications/womens-political-participation-africa-barometer-2021.pdf>

	<p>の推移が示されている。20年のうちに状況は改善したが、状況は国と地域によって差が出ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比例代表制と政党による自主的クオータのある国では、国会での女性比率が高く、地方政府においても比例代表制憲法上または法律上でクオータのある国で女性の当選比率が最も高い。一方、クオータが存在しない小選挙区制の国では、国政・地方いずれにおいても女性の代表性が最も低い傾向にある。
--	--

6.4.3 他開発パートナーの取り組み：地方行政を通じた平和構築におけるジェンダー主流化

本節では、地方行政の能力強化を通じた平和構築におけるジェンダー主流化を支援する他開発パートナーの事例を紹介する。

(1) 他開発パートナーによる主要なプログラム

以下の表は、地方行政の能力強化を通じた平和構築におけるジェンダー主流化に取り組む他開発パートナーによる主な介入事例を要約したものである。

地方行政の能力強化は、国連機関の中では、UNDPが多く取り組みを行っている。UNDPは地方行政制度そのものの改革や統治能力改革を行っている。その他の国連機関、例えば世界保健機関（World Health Organization、WHO）や国連児童基金（United Nations Children’s Fund、UNICEF）、FAO、UN-Habitat、International Labour Organization（国際労働機関、ILO）は、それぞれの専門分野の中で、地方行政の能力強化に取り組んでいる。また、地方行政の能力強化の取り組みを行っている二国間ドナーもある。

国連機関では、特に 2006 年の国連ジェンダー平等行動計画の策定後、平和構築分野に限らず、全ての案件でのジェンダー主流化が必須とされており、事業計画、予算配分、モニタリングにおけるジェンダーの取り組みが実施されている。地方行政の能力強化を通じた平和構築に係る取り組みの中では、例えば、UNDP では、地方行政が主催する住民集会における女性の参加促進や女性の意思決定能力向上のための研修、予算配分における女性の意見の反映などが行われている。

二国間ドナーとして、USAID では、地方行政の課題に焦点を当て、あらゆる民族的背景を持つ女性と関わりながら、彼女たちのリーダーシップスキルを育成し、意思決定プロセス、特に地方の行政サービスの提供に関する意思決定において、より積極的に発言できるように取り組んでいる²⁷。

案件の分析にあたって、ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチ（Gender Transformative Approach, GTA）の視点で分析を行った。GTA とは、開発や国際協力等で用いられる概念で、単に女性や男性が平等にサービスを受けられるようにするだけでなく、社会に根付いた不平等なジェンダー規範や権力構造そのものを変革することを目指すアプローチを指す。GTA の 3 つの視点として、エージェンシー（Agency）、関係性（Relations）、構造・制度（Structure and Systems）がある。Agency は、個人の知識や能力の強化、自信や自己効力感の強化を通じて、個人の意思決定や行動のための力や主体性を高めることに着目したアプローチである。ジェンダーの文脈では、女子や女性が教育や職業訓練を受けることなどが挙げられる。Relations は、家庭やコミュニティにおける意思決定やリーダーシップのあり方に介入し、不平等な力関係の変革や協力的な関係を推進するアプローチである。例えば、家庭内の役割を見直し、男性と女性の家事育児の分担を見直すことや、地域のリーダーを巻き込んで暴力や差別を容認しない規範を広める

²⁷ USAID. USAID’s WOMEN, PEACE, AND SECURITY IMPLEMENTATION PLAN. srhrindex.srhrforall.org/uploads/2022/06/2020_USAID_s-Women-Peace-and-Security-Implementation-Plan.pdf（アクセス日 2025 年 8 月 15 日）

ことなどが挙げられる。Structure and Systems は、法律や制度の改革、公共サービスへのアクセスの平等化など、ジェンダー不平等を生み出す社会の構造・制度そのものを変える取り組みである。例えば、女性の土地の所有権・相続権を保障する法律の制定や、教育・保健制度における男女平等のための指針の策定などが挙げられる。

表 6-6：他開発パートナーによる地方行政の能力強化を通じた平和構築案件の要約

事業名	地方ガバナンスに関する国連共同プログラム (JPLG) ²⁸	公的機関(国・地方)の女性の地位とリーダーシップ促進のための能力強化プロジェクト ²⁹ (以下、Building Capacitiesと記載。)	政府における女性の昇進プロジェクト (Promote) ³⁰	ナイジェリア北東部における帰還民、国内避難民 (IDPs)、および受け入れコミュニティ住民の社会的・経済的参加促進プロジェクト (SEPIN) ³¹
実施期間	第3フェーズ(2018年7月～2023年6月)	2022年5月～2024年6月	2015年4月～2020年4月	2022年8月～2024年12月
実施機関	UNDP: 法整備、能力開発、地域開発計画策定、地方行政の体制整備、市民と国家の関係改善、地方行政におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント(GEWE) UNICEF: 市民参加、教育、保健、GEWE UN-Habitat: 都市部での実施支援 ILO: 農村地域の事業のための公共調達支援 UNCDF: 地方開発基金の配分支援	アフリカ経済委員会(ECA)、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、各国の国連常駐調整官事務所(RCO)、国連開発計画(UNDP)、国連女性機関(UN Women)	USAID(アメリカ合衆国国際開発庁)	GIZ(ドイツ国際協力公社)
対象地域・受益者	ソマリアの5州(プントランド、南西州、ジュバランド、ヒルシャベレ、ガラムドゥグ)	ブータン、ラオス、モーリシャス、セネガル(パートナー:カンボジア、シエラレオネ、ソロモン、バヌアツ、ザンビア)	アフガニスタン(カブール、ヘラート、バルフ、カンダハール、ナンガルハール)	ナイジェリア北東部(アダマワ州)
目的	平和構築、開発、公平なサービス提供に資する質の高い地方ガバナンスの推進	国および地方レベルの公的機関における女性の地位の向上およびリーダーシップの強化	政府における若年女性の雇用機会拡大、女性のリーダーシップ育成を通じたガバナンス改善	紛争や暴力により被害を受けた人々(帰還民、IDPs、受け入れ住民)の生活安定、社会統合、自立支援
主な活動内容	- 道路、診療所、市場、学校の建設 - 地方行政の制度構築 - 公共調達、予算編成、監督、徴税などの法律制度整備 - 行政職員の育成(法整備、財政) - 都市・農村における住民参加型の定期的な協議会・討議フォーラムの実施	- 女性の公共行政におけるリーダーシップ登用を促進する既存の法制度、組織の方針、優良事例についての国際調査及び対象国の調査 - 行政職員(特に女性)へのリーダーシップ研修の実施 - ジェンダーの視点に立った制度改革の支援 - 女性の昇進・意思決定参加を促進する政策提言 - 地方自治体とのパートナーシップ構築 - 女性職員による政策立案・評価の参画支援	- 若年女性向けの職業訓練とインターンシップの提供 - 政府機関で女性職員が働きやすい環境の整備(セクシャルハラスメントや女性差別の予防と対応) - 地域でのラジオ放送による政府機関における女性就労の広報 - ソフトスキル(コミュニケーション・リーダーシップなど)の研修 - 政策提言活動への女性参加を支援	- 青年・女性を中心とした職業訓練・起業支援 - メンタルヘルスと心理社会的支援(MHPSS)の提供 - 市民参加を促す住民協議会の設置- コミュニティの対話促進・信頼構築 - 社会サービス(教育、保健等)へのアクセス改善

²⁸ UNDP. *UN Joint Programme on Local Governance (JPLG)*. <https://www.undp.org/somalia/projects/joint-un-programme-local-governance-jplg> (アクセス日 2025年10月7日)

²⁹ Department of Economic and Social Affairs. *Building capacities for promoting the presence and leadership of women within public institutions at national and local levels*. <https://publicadministration.desa.un.org/projects/building-capacities-promoting-presence-and-leadership-women-within-public-institutions> (アクセス日 2025年10月7日)

³⁰ USAID. *Promote: Women in government*. https://reliefweb.int/attachments/9f720e53-261f-32a4-aedc-29cf9376df59/Promote_-_Women_in_Government.pdf (アクセス日 2025年10月7日)

³¹ GIZ. *Building Resilience and Social Protection in Nigeria's North-East*. <https://www.giz.de/en/downloads/giz2024-en-building-resilience-and-social-protection-in-nigerias-north-east.pdf> (アクセス日 2025年10月7日)

<p>成果・インパクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 道路・学校・診療所の建設等、公共サービスの向上 - 地方行政の権限と中央政府の責任範囲の明確化による両者の対立の回避と資源節約 - 調達・予算編成・計画策定におけるアカウントビリティの向上 - 効率性と透明性の向上による地方税収の増加と地域ビジネス活性化 - 計画・調達・予算編成・行政サービス提供に関する行政職員の研修 - 地区開発フォーラム等による市民参加強化 - 女性参画による新たな優先分野（母子保健や子どもの教育）の政策反映 	<ul style="list-style-type: none"> - 女性職員のリーダーシップ能力の向上 - 公的機関におけるジェンダー平等の意識の向上 - 一部自治体で女性の管理職登用が進展 - 女性が政策立案に参加する機会の増加 	<ul style="list-style-type: none"> - 約 3,900 人の女性が研修・インターンシップに参加 - 多数の参加者が政府機関へ就職 - 女性の政策形成・意志決定過程への関与が拡大 	<ul style="list-style-type: none"> - 若年層や女性を中心に数千人が技術訓練や起業支援を受けた - 地域間・民族間の対話と協力が進展し、社会的結束が強化 - 地域内での共生と安全な居住環境の回復が支援された
<p>ジェンダー視点からの成果の分析</p>	<p>Structure and Systems：行政運営の透明性と説明責任の向上。市民フォーラムの実施を通じた、行政サービスへの多様な住民の声の反映。</p> <p>Agency：女性のコミュニティ運営への関与による、保健・教育などのニーズの政策への反映。</p>	<p>Structure and Systems：公共行政における女性の役職への昇格促進に向けた法制度、組織方針の整備。優良事例の整理。公共行政におけるジェンダー平等の重視。女性のキャリア形成と昇進を促進するアクションプランの策定・実施の支援。</p> <p>Agency：国家・地域行政における女性の地位・リーダーシップ向上</p>	<p>Structure and Systems：政府機関の人材政策にも影響を与え、制度レベルでの変革を促した。</p> <p>Relations：保守的な社会環境における家族や地域社会の女性の就労に対する理解の促進</p> <p>Agency：若年女性の行政職員への就労支援</p>	<p>Structure and Systems：女性が地域の課題、ニーズ、優先順位の特定に係る議論に参加するための制度整備。</p> <p>Relations：コミュニティ内や伝統的・宗教リーダーに対するジェンダー平等の啓発。</p> <p>Agency：国内避難民の収入創出活動、ガバナンス、ジェンダー関連活動への参加。</p>
<p>新規性と JICA 事業との親和性</p>	<p>新規性：公共調達、予算編成、徴税等の法制度・制度の設計・導入。村、町、地区レベルにおける住民参加型オープンフォーラムの設定。</p> <p>親和性：公共行政のための法律や制度を設計・整備するには、費用が高く、時間がかかるが、村、町、地区レベルにおける住民参加型のオープンフォーラムの設定は JICA のスキームでも対応可能と思われる。</p>	<p>新規性：直接的な介入対象国に加え、地理的または社会文化的に近接する国々を「間接的対象国」として設定し、教訓を共有。</p> <p>親和性：公共サービスの計画・運営・モニタリングに関する知識や経験を共有するためのイベントや地域ワークショップの開催は、JICA のスキームでも対応可能と思われる。</p>	<p>新規性：女性公務員を支援のためのメンター制度の導入。ジェンダー対応型予算、公務員向けのハラスメント防止に関する研修</p> <p>親和性：ジェンダー対応型予算、ハラスメント防止に関する公務員向けの研修、女性を対象としたインターンシップの実施は JICA のスキームでも対応可能と思われる。</p>	<p>新規性：ガバナンスやジェンダー平等の活動への収入向上を目的とした活動の組み込みが、社会的弱者の活動参加への動機づけにつながった。</p> <p>親和性：重要な構成要素を明確にし、優先順位を定めることにより、JICA プロジェクトにおいても GTA の全レベルを考慮したアプローチを導入することは十分に可能と思われる。</p>

6.4.4 JICA 事業のレビュー：地方行政を通じた平和構築におけるジェンダー主流化

(1) JICA グローバル・アジェンダ「平和構築」

JICA は、平和構築に関するグローバル・アジェンダを戦略として掲げており、暴力的な紛争の発生または再発を許さず、平和で包摂的な社会の実現に向け、強靱な国家および社会の構築に貢献することを目指している。JICA は、「人間の安全保障」のアプローチを採用しており、保護と能力開発を組み合わせた方策を講じている。すなわち、政府や制度の能力強化を通じて、人々に信頼される政府を構築する一方で、人々や地域社会の能力の強化を促進し、強靱な社会の形成を目指している。

政府の能力強化や組織制度の整備のため、JICA は、社会サービスやインフラ開発を含む、機能的、包摂的、かつ応答性のある行政サービスの改善、および法制度改革の支援を含む法の支配の強化などのプロジェクトを実施している。また、強靱な社会の構築のため、JICA は、地域社会の統合やエンパワメント、社会的・人的資本の回復・再建・強化、さらに雇用創出を含む経済活性化等のプロジェクトを展開している。

JICA は、住民に最も近い存在である地方行政を支援し、包摂的な公共サービスの提供や、国際機関と連携した共生社会の形成を支援している。とりわけ、過去の紛争経験、難民・国内避難民の影響、暴力的過激主義の拡大などにより、特に紛争リスクが高いとされる「脆弱性のポケット (Pockets of fragility)」と呼ばれる地域に重点的に支援を行っている。また、難民や国内避難民に対しては、「人道・開発・平和 (HDP) ネクサス」の視点から、ホストコミュニティとの共生社会の形成を支援している。

(2) JICA プロジェクトのレビュー

ボックス 6-1 は、本調査で JICA プロジェクトにおけるジェンダー主流化の状況を評価する際に用いた基準を示している。

ボックス 6-1：プロジェクトの分析に用いたジェンダー分析の視点

1. プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) にジェンダーの視点が含まれているか
2. プロジェクト内にジェンダー専門家が配置されているか (日本側・カウンターパート側)
3. プロジェクト実施前にジェンダーアセスメントが行われたか (例：女性と男性の役割・責任・資源やサービスへのアクセス・ニーズ・優先事項の違いに関するデータや情報の収集・分析)
4. データ分析において、ジェンダー別に分類されたデータ (性別データ) が活用されているか
5. 意思決定に関与するステークホルダーにおける女性および男性の参加の状況 (例：参加の度合い)
6. ジェンダーの視点を踏まえた活動が実施されているか (例：ジェンダーに関連するニーズや課題への対応として女性および男性が関与しているか)
7. モニタリングおよび評価においてジェンダー指標が用いられているか

下表では、レビュー対象とした 4 つのプロジェクトの案件概要、上記の視点に基づくジェンダー分析、さらに案件で取り組んだジェンダー課題とその成果をまとめている。次に他開発パートナーの取り組みの分析を行い、その後、6.4.5(3)で地方行政の能力強化を通じた平和構築およびジェンダーの視点に関する JICA と他開発パートナーの取り組みを比較する。

表 6-7：地方行政の能力強化を通じた平和構築に関する JICA プロジェクトのリスト

国名	コートジボワール	ウガンダ	スーダン	ウガンダ
プロジェクト名	大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクトフェーズ2 (COSAY2)	アチョリ・西ナイル地域における住民主体のレジリエンス強化のための地方行政能力強化プロジェクト (WA-CAP)	ダルフル3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト (SMAP2)	北部ウガンダ生計向上プロジェクト (NUFLIP)
スキーム	技術協力	技術協力	技術協力	技術協力
実施期間	2017年7月～2022年7月	2016年6月～2022年6月	2015年5月～2020年11月	2015年12月～2020年11月
対象地域・受益者	アボボ地域、ヨブゴン地域の人々・行政職員	アチョリ・西ナイルの県職員、サブカウンティ職員、及び選定されたコミュニティ	ダルフル3州の行政職員と住民	北部ウガンダ8県の行政職員と住民
上位目標	対象地域における社会統合と調和の促進	地方行政とコミュニティ間、コミュニティ同士の信頼の強化	公共サービスの改善と向上を通じ、住民の生活に対する充実度 (Public well-being) の向上	アチョリ地域での生計向上アプローチの適用
プロジェクト目標	対象地域における社会統合に留意した公共サービスの提供	地方行政の包括的で説明責任のあるコミュニティ開発の計画・実施の能力強化	住民の視点及び包括性の観点に立った公共サービスの提供、そのために必要な州の行政能力 (計画、実施、モニタリング・評価) の強化	生計向上アプローチを通じた対象農家グループの生計向上
主なテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題に関するデータの整備 ・行政職員のデータベース構築・活用の能力強化 ・公共インフラ事業の運営・実施 ・透明性・説明責任・包括性 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方行政の住民の生計向上を支援する能力の強化 ・透明性・説明責任・包括性 	<ul style="list-style-type: none"> ・州政府による保健・水・雇用等の公共サービス提供能力強化 ・透明性・説明責任・包括性 	<ul style="list-style-type: none"> ・自給農家の生計向上 ・市場志向型野菜栽培 ・生活の質 (QOL) 向上 ・包括性
プロジェクトの成果	紛争解決やプロジェクトの計画・ファインドレイジングを担う合同管理委員会の形成と運営、住民間の信頼感と住民の公共サービスへの満足度の向上	社会的弱者の参加促進、社会的弱者の包括を重視した住民参加型プロジェクトの計画ツールの開発・普及、行政職員の能力強化、説明責任の強化	保健・水・雇用・モニタリング評価の行政職員の能力強化、住民の保健課題の特定と保健プロジェクト実施能力の向上、貯水槽の修繕・設置、女性職業訓練による就労強化	市場志向型農業と生活改善の研修の開発・実施、農家の生計向上
PDMへのジェンダー視点の反映	○	○	○	○
ジェンダー専門家の配置	○ (ジェンダー専門家の配置はないが、総括や団員がジェンダーの取り組みを実施)	○ (同上)	○ (同上+スーダン側から女性組合が参画)	○ (ジェンダーの専門家の配置有)
ジェンダーアセスメントの実施	○ (地域の社会的弱者を特定)	○ (地域で社会的に排除されている層を特定)	○ (水・保健分野におけるジェンダー課題の特定をカウンターパートに依頼)	○ (性暴力や夫婦間の意思決定の格差等の課題を確認)

ジェンダー別データの活用・分析	○	○	○	○
意思決定への男女の参加	○	○	○	○
ジェンダーの視点を取り入れた活動の実施	○ (社会的弱者の課題把握、民族・宗教・ジェンダー・世代等様々な背景を持つ住民の参加の促進)	○ (社会的弱者の課題把握、ジェンダーに限定せず広く社会的弱者の包摂を重視)	○ (社会的弱者の課題把握、紛争影響を受けた女性への職業訓練、行政官へのジェンダー研修、平和で安全な社会の構築に向けた女性向けの啓発)	○ (社会的弱者の課題把握、家族の目標の設定の支援、簡潔で分かりやすい教材の開発、研修対象者から周りの住民への技術移転・情報共有の推奨による嫉妬の防止)
モニタリング・評価におけるジェンダー指標の活用	○ (例：社会的結束の向上のレベル)	○ (例：社会的弱者の地域開発活動への包摂の有無)	◎ (例：行政官のジェンダー意識の変化、WPSを意識したジェンダー指標の設定と定期的なモニタリング)	○ (例：家庭内の意思決定における協力の度合い、性暴力の発生状況、社会的弱者に対する農民の支援の有無)
ジェンダー課題	公共サービスの不公平・不平等な提供や経済波及の失敗による不安定な生計、男女の失業率の高さ、男女の公共課題へ市民参加の不十分さ、家庭や地域における男性優位・年寄り優位な意思決定	社会的弱者（女性、寡婦、難民、IDP、障害者等）は何もできず、社会参画できないという住民の認識による社会的弱者の孤立、不安定な生計	女性の失業率の高さ、男性の母子保健やリプロダクティブ・ヘルスへの関心の低さ、女性が紛争を煽る文化（ハッカマ）の存在、水汲み場での女性への暴力、水委員会における女性の代表性の低さ	農家世帯の不安定な生計、女性の意思決定参加の制限、土地所有の困難、DV等
ジェンダー・社会的弱者包摂の観点からの成果分析	Structure and Systems ：インフラ・社会データベースの開発によるプロジェクト選定の有効性の裏付け、データベース構築に係る行政職員の能力強化（職員の社会課題の分析に係る能力強化はジェンダー包摂に役立つ）、多様な背景を持つメンバーによる住民グループの形成。 Relations ：住民グループ内の密なコミュニケーションによる相互理解の促進、文化・スポーツイベントによる社会統合と良好な人間関係の強化。 Agency ：女性の活発な参画による男性の女性尊重	Structure and Systems ：住民の声を反映したボトムアップかつ論拠に基づく計画策定の促進、透明性と説明責任の改善、行政職員・住民間の対話の促進、住民活動の計画・実施における行政職員の経験の積み上げと自信の創出、行政職員の社会包摂の知識を尊重し、既に職員が理解しているジェンダーの基本的な概念は教えず、地域における社会包摂のための具体的な取り組みを話し合ってもらった。 Relations ：住民主体の活動のグループ選定で、社会包摂を条件に。 Agency ：住民主体の計画策定・活動実施、社会的弱者	Structure and Systems ：行政職員向けのジェンダー研修、平和・再構築の重要な要素としてのジェンダー公平に係る研修 Relations ：住民の保健委員会、水委員会における女性の意思決定への参加促進 Agency ：特にシングルマザーや寡婦など、女性の職業訓練（ビジネススキル・読み書き・ジェンダー啓発）を行い、92%の卒業生が起業・収入を獲得。	Structure and Systems ：農業普及員と上長に対する研修における社会的弱者包摂の理解促進 Relations ：社会的弱者の包摂をグループの選定条件にした。野菜栽培技術、農業収入等の社会的弱者への裨益を重視。家族の共通の目標の設定。 Agency ：男女双方に対する包括的な研修（野菜栽培、市場調査・マーケティング、家計管

	の意識の高まり、女性の視点を取り入れることによるコミュニティの新たな課題の抽出と対応、女性参画による他の女性の活動参加の促進。	の全ての活動への包摂、コミュニティ活動の負の影響の防止、社会的弱者の実質的・主体的な参加促進、社会的弱者への便益の検討。		理、社会的弱者包摂、栄養改善)の実施が、収入の向上と生計向上を促進した。
独自性	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの主目的はインフラ開発ではなく、社会統合と強調。 公共サービスが社会的少数者に届いているか調査を実施。 同じ地域で活動している他開発パートナーをマッピングし、支援の要否を効果と効率性の観点から検討。 コミュニティの課題解決のための合同管理委員会の後継組織は、事業終了後も住民啓発を通じて暴力的紛争の予防に寄与。 社会統合について、デジタル機器に慣れた層にはオンライン等で発信し、地域密着の情報は掲示板で住民へ周知するなど、対象に応じた多様なアプローチを適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員ではなくコミュニティが活動を計画・主導する(行政職員は住民による活動を支援) コミュニティによる活動費用の負担とオーナーシップの醸成 行政職員は、住民の作成した活動計画における包摂性を踏まえてグループを選択する 行政職員は、住民の活動の計画時点だけでなく、活動実施中もすべての活動への社会包摂の状況をモニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> 他開発パートナーとの協調によるマニュアルの開発 ダルフルを対象としたプロジェクトだが、他州への適用も念頭において作成され、実際に他州でも参照された。 平和構築アセスメントをプロジェクト独自に行い、ジェンダーや他の属性での社会的弱者の課題を特定した。PNAはモニタリングの目的で実施したが、政府職員のジェンダー主流化・社会包摂への理解促進の機会にもなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のジェンダー専門家へのジェンダー・社会文化的な留意事項の聞き取り ジェンダー専門家が収集したジェンダー・社会課題の総括・他団員に共有し、各団員が各分野において意識的に社会的弱者の包摂に向けた取り組みを検討・実施。 社会的弱者包摂をグループの選定条件に含めた。 家族の目標設定を通じて、農業や家事における家族内での協力や、家族の共通の目標の実現のために意思決定を行うことにつながった。

6.4.5 地方行政を通じた平和構築におけるジェンダー主流化に関する分析

本節では、JICA 事業としての実施可能性を踏まえつつ、地方行政の能力強化を通じた平和構築におけるジェンダー主流化の留意点を述べる。

(1) 地方行政の計画・実施・モニタリングにおけるジェンダー主流化

調査結果に基づき、地方行政の計画・実施・モニタリングにおけるジェンダー主流化の留意点について、以下の5点が挙げられる。

紛争につながる社会課題の整理

紛争の原因となり得る社会課題を整理することが重要である。紛争影響・脆弱国では、貧困、失業、劣悪な保健・衛生・栄養状態、教育の不足、犯罪、GBV などの社会課題がしばしば存在する。地方行政にとって、これらの問題に取り組むことは、住民を守るために必要であるとともに、平和構築の観点からは、こうした社会的不安の蓄積が社会的緊張を生み、紛争の引き金となることを踏まえ、対応することが重要である。

これらの課題は、ジェンダー、所得、居住地、障害の有無、民族・宗教的背景といった交差性が重なり合うことで影響が強まる。例えば、農村部の貧困層や難民の女性は、教育や行政サービスへのアクセスが制限されやすい。したがって、課題の抽出・分析や、優先順位の設定にあたっては、ジェンダーに基づく不平等や交差性に留意し、多様な人々の声を積極的に集め、適切な形で反映されるように工夫することが重要である。

地方行政と住民の信頼醸成

地方行政と住民の間の信頼関係は、社会的緊張の緩和や平和構築の基盤となる。地方行政は多様な住民の声を聞き、そのニーズに合ったインフラ整備やサービス提供を行う必要がある。また、計画の遅延や中止は地方行政への不信感を招くおそれがあるため、地方行政の予算や実行能力に見合った現実的な計画策定が求められる。計画策定後は、透明性を確保し、公共事業やサービスの実施およびモニタリングを行うとともに、住民に十分な説明を行う。住民自身が計画段階から参加する形も考えられるが、その際はジェンダーや交差性に留意し、女性やマイノリティの参加が確保されるように工夫する。

住民間の信頼関係の構築

住民間の信頼関係の構築には、多様な社会集団、階層、ジェンダーの声に耳を傾けることが重要である。特定の集団に偏った対応は、地方行政への不信や集団間の緊張を招くおそれがあるため、政策や行政サービスの影響を幅広く考慮し、誤解や不満が生じないよう丁寧な説明を行うことが必要である。さらに、多様な住民の交流や、共通の課題解決に向けた意見交換、協働作業などによる、信頼関係の構築の取り組みも検討できる。

他方で、女性やマイノリティなど、社会的弱者については、実質的な公平性を確保する観点から、特別の支援が必要となる場合がある。例えば、行政側が、コミュニティの中で意見を述べにくい人や参加が難しい人への個別の聞き取りを促進するなどの工夫が必要である。また、既得権益層への研修を通じて、女性やマイノリティが抱える課題への理解を深めることも有効であるが、その際、既得権益層や男性側にも、自らの困難や課題も理解されたと感じられるように工夫することも、協力を得るうえで有効である。さらに、異なる民族・社会文化的背景を持つ女性が、育児や保健、経済的自立など、共通の課題解決を目指して協力する事例もある。このような交流や協力の場を行政が支援することは、住民間の信頼関係の促進に効果的と思われる。

地方行政職員的能力強化

行政職員は、社会課題の把握・分析、計画策定、予算の確保・管理、サービスの提供、モニタリング、市民への説明責任を遂行する能力を強化する必要がある。ジェンダーの視点では、地方行政職員向けにジェンダー課題や対応策に関する研修を実施することや、行政職員がジェンダーの視点に立って社会課題を把握・分析し、活動の計画・実施・モニタリングを実施できるよう、専門分野や実務の能力強化を行う際にジェンダーの視点を統合することが求められる。具体的には、社会課題のデータをジェンダー別に収集・分析する手法、ジェンダー影響分析（Gender Impact Assessment）を踏まえた計画策定や予算編成、ジェンダー予算分析（Gender Budgeting）の導入、サービス提供における男女双方の利用可能性の検証、モニタリング・評価指標のジェンダー別の設定などを通じ、行政職員が日常的にジェンダーを考慮できる仕組みを構築することが望ましい。

住民の能力強化

住民が地域の課題を自ら特定・計画・実施・モニタリングできるよう能力強化することが望ましい。紛争影響・脆弱国では、地方行政の人材・財源不足や、多くの喫緊の課題の山積により、行政サービスが不十分となることが多いため、住民自身が積極的に地域の課題解決を進められるよう支援することが求められる。

(2) 地方行政の雇用・労働環境におけるジェンダー主流化

上述の地方行政の行政サービスのジェンダー主流化の他に、地方行政におけるもう一つの重要

な取り組みが行政内部での雇用・労働環境におけるジェンダー主流化である。地方行政は、その国において最大規模の雇用主の一つとなることも多く、内部のジェンダー主流化の推進は、社会全体の変革の呼び水となる。また、地方政府が住民の活動を先導・支援する立場にある以上、すべての行政プロジェクトをジェンダー視点で捉える姿勢を職員が持つことは効果的である。地方政府または特定の部署で、人員配置や管理運営の中にジェンダー不平等が存在していないかを確認し、必要に応じてアフーマティブ・アクションを講じることが求められる。そのためには、なぜジェンダー格差が生じているのかという原因分析が不可欠であり、ジェンダーに基づく差別や暴力の予防・対応、ワーク・ライフ・バランスの改善、行政職員の候補者への職業教育や情報発信の実施、住民に対するジェンダー理解の促進などが行われている。これらの取り組みを通じて、地方政府が自らの内部構造を見直しつつ、地域全体のジェンダー平等に向けた変化を促すことが期待されている。

(3) 地方行政の能力強化を通じた平和構築およびジェンダーの視点に関する、JICA と他開発パートナーの取り組みの比較

下表では、上述の地方行政の能力強化を通じた平和構築におけるジェンダー主流化に関するJICA および他開発パートナーの取り組みを比較している。

表 6-8： JICA および他開発パートナーによる地方行政の能力強化を通じた平和構築の案件におけるジェンダーの取り組みの比較表

プロジェクト名	実施主体	住民ニーズに基づく社会課題対応	住民と地方政府の信頼構築	住民間の信頼構築	住民の能力強化	地方政府における労働制度のジェンダー平等	住民へのジェンダー啓発	地方政府職員のジェンダーに関する能力強化
COSAY2 ³²	JICA	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎
WA-CAP ³³	JICA	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎
SMAP2 ³⁴	JICA	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎
NUFLIP ³⁵	JICA	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎
GPLG ³⁶	UNDP 他	◎	○	○	○	×	◎	◎
Building Capacities... ³⁷	UNDP・UN Women 他	×	×	×	×	◎	◎	◎
Promote ³⁸	USAID	×	△	×	×	◎	◎	◎
SEPIN ³⁹	GIZ	◎	○	○	◎	×	◎	◎

◎：重点的に取り組まれている ○：一定程度取り組まれている 出典：調査団作成

³² 大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクトフェーズ 2

³³ アチョリ・西ナイル地域における住民主体のレジリエンス強化のための地方行政能力強化プロジェクト

³⁴ ダルフール 3 州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト

³⁵ 北部ウガンダ生計向上プロジェクト

³⁶ 地方ガバナンスに関する国連合同プログラム

³⁷ 公的機関（国・地方）の女性の地位とリーダーシップ促進のための能力強化プロジェクト

³⁸ 政府における女性の昇進プロジェクト

³⁹ ナイジェリア北東部における帰還民、国内避難民（IDPs）、および受け入れコミュニティ住民の社会的・経済的参加促進プロジェクト

地方行政の能力強化を通じた平和構築を目的とするプロジェクトにおいて、JICA は、水、保健、生計向上などの分野において住民に便益をもたらすプロジェクトを実施してきた。その過程で、地方政府職員が政策の企画・実施・モニタリングを行う能力の強化にも取り組んできた。

これに類似する他の国際機関による取り組みとしては、UNDP 等による GPLG プロジェクトや、GIZ による SEPIN プロジェクトが挙げられる。一方で、UNDP および UN Women 等による「国家および地方レベルの公的機関における女性の参画とリーダーシップ推進能力構築プロジェクト」や、USAID による「Promote」プロジェクトは、特に地方行政内部におけるジェンダー主流化の推進に焦点を当てた取り組みである。なお、以下の表には記載されていないが、JICA においても、農業・保健・教育など複数分野の技術協力プロジェクトや、課題別研修（Knowledge Co-Creation Program : KCCP）⁴⁰において、地方行政職員に対するジェンダー主流化の研修が実施されている。

紛争影響・脆弱国においては、公的サービスに全面的に依存することが難しい場合もある。JICA の過去のプロジェクトでは、地方政府の機能強化にとどまらず、住民自身の課題解決能力の向上や、住民同士の相互扶助の促進にも取り組んできた。このような活動を通じて、住民と政府、または住民同士の信頼関係を築くことは、平和構築の観点からも効果的であると考えられる。一方で、他の国際機関が実施しているように、地方行政内部における職員のジェンダーバランス是正等についても、JICA において実現可能性があると考えられる。そして、こうした取り組みを、前述の地方行政の能力強化の取り組みと組み合わせることで、相乗効果の創出が期待される。

6.4.6 地方行政を通じた平和構築におけるジェンダー主流化の介入案

(1) 紛争影響・脆弱国における、地方行政職員および住民に対するジェンダー主流化の能力強化の介入案

本節では、紛争影響・脆弱国において、行政サービスを実施する際のジェンダー主流化の介入手法を提案する。

これらの地域では、公共・民間の施設やインフラが十分に復旧しておらず、行政サービスの機能も不完全である場合が多い。6.4.1 節で述べたとおり、地方行政におけるジェンダー課題には、行政組織内のジェンダー不平等や、行政サービスの計画・実施・モニタリングにおいてジェンダーの視点の不足が挙げられる。本調査では、JICA がこれまで紛争影響地域において地方行政の能力強化を通じた平和構築に取り組んできたことを踏まえ、まず後者に焦点を当て、行政サービス運営・実施におけるジェンダー視点の組み込みの手法を提案する。

まず、地方行政職員に対して、ジェンダーおよび社会的包摂に関する基本概念の研修を実施することが不可欠である。その後、行政サービス運営の各プロセスにおいて、どのようなジェンダー視点のアプローチが必要であるかを行政職員自らが考える計画セッションを実施することが望ましい。

紛争影響地域においては、インフラや公共サービスの適切な提供が住民と地方政府の信頼構築に寄与し、最終的には平和構築につながる可能性がある。しかしながら、公共サービスやインフラの恩恵が特定の層に偏って分配された場合、住民間および住民と行政との間に不信感や不満を生む要因となる。また、発言機会の少ない人々の意見を把握しないまま進められる政策は、深刻

⁴⁰ ‘Gender Mainstreaming policies for government officers’ has been conducted as a KCCP by JICA aimed at accelerating gender mainstreaming in the planning and implementing policies in the organisation to which a participant belongs.

な悪影響を及ぼすことがある。また、多くの人が困難な状況にある中、難民の女性、シングルマザーの女性、孤児などは、特に大きな影響を受けている可能性がある。

したがって、地方行政の職員は、さまざまな属性の人々のニーズを理解し、それに基づいたインフラ整備や行政サービス提供の計画・実施を行うことが重要である。また、策定された政策が異なる社会集団に悪影響を与えないかを事前に分析する必要がある。政策の実施段階では、社会的弱者を含む多様な層に恩恵が届くよう留意すること、およびネガティブな影響を最小化するための対策を講じることが求められる。その際には、平和構築アセスメント（Peacebuilding Needs and Impact Assessment）の結果を参照することが望ましい。

さらに、プロジェクトに住民参加型の活動が含まれる場合には、行政職員への啓発を経た後、地域レベルの活動においても、ジェンダー主流化と社会的包摂を標準化することが推奨される。下表では、「行政サービスおよび地域活動における社会的包摂」にかかる介入案の概要を示す。

表 6-9：行政サービスと地域活動における社会包摂にかかる介入案

項目	内容
分野	平和構築（行政サービス・地域活動における社会的包摂）
スキーム種別	技術協力
活動名	行政サービスおよび地域活動における社会的包摂
対応するジェンダー課題	Structure and Systems：ジェンダー別データの未整備・ジェンダー課題の未特定・ジェンダー主流化に係る取り組みのモニタリング体制の未整備 Relations：ジェンダー・社会包摂の重要性の理解の不足、社会的弱者は何もできないとみなす固定観念 Agency：意見表明の知識・経験不足・自らの強みの認識不足
対象年齢層	全年齢層
対象地域・受益者	脆弱国・紛争影響地域の地方行政職員・地域住民
実施機関	脆弱国・紛争影響地域の地方行政職員
上位目標	・地方行政のすべての政策領域でのジェンダー主流化と社会的包摂の実現
プロジェクト目標	・特定の政策・地域活動でのジェンダー主流化と社会的包摂
期待される成果	・行政職員のジェンダー・社会的弱者に関する基礎知識の習得、女性・子ども・若者・社会的弱者の声の傾聴、ジェンダー・社会包摂の視点を踏まえた行政サービスの計画策定、住民のジェンダー・社会包摂の重要性の理解とそれに基づく行動計画の作成、社会的弱者の主体的な参加の促進
活動（準備）	・専門家へのジェンダー課題や社会包摂に関する聞き取り（3時間） ・行政の管理職向けジェンダー主流化・社会包摂ワークショップ（1時間）
活動（行政職員向け研修）	・行政職員向けジェンダー主流化・社会包摂に係るワークショップ（1.5時間） 1) ジェンダーと社会的包摂とは何か 2) ジェンダーと社会的包摂が重要な理由はなぜか 3) 地域にどのようなジェンダーの不平等が存在するか 4) 地域にどのような社会的ニーズが存在するか 5) どのような人々が行政サービスへのアクセスに困難を抱えているか 6) 地方行政は、マイノリティ・社会的弱者の人々が行政サービスにアクセスできるようにどのように取り組むべきか 7) 地方行政は、市民の社会的包摂に関する意識を高めるためにどのように取り組むことができるか
活動（行政職員による行動計画の作成）	□ジェンダー・社会包摂に係る行政職員の計画策定のワークショップ（4時間） ・ジェンダー・社会包摂に関する理解の促進 1) 行政機関で、当該政策分野に関するジェンダー別データは利用可能か 2) 当該地域にはどのような人々が居住しているか 3) ジェンダー、部族、宗教、文化などに基づく不平等は存在するか 4) 公共サービスへのアクセスに困難を抱えているのは誰か ・計画策定 1) どの課題を最優先で対応すべきか 2) 活動の計画には誰を関与させるべきか

	3) これらの人々をどのように巻き込むことができるか 4) 公共サービスの実施においてどのようにジェンダー主流化を推進するか 5) 活動の実施において、どのようなジェンダーの取り組みを行うべきか 6) プロジェクト活動により、どのような正・負の影響が生じうるか ・モニタリング設計 1) 行政サービスのジェンダー対応・社会包摂のモニタリング方法 2) ジェンダー・社会包摂の視点に立ったモニタリングの計画
活動（地域住民向けのワークショップ）	・地域リーダー打合せ（1時間） 1) 地域活動から便益を受けにくい人はだれか 2) 地域活動の中にそのような人々をどのように包摂していくか ・住民ワークショップ（3時間） 1) 地域活動から便益を受けにくい人はだれか 2) 社会的弱者が地域活動から便益を受けるにはどのようにしたらよいか。また彼らが地域活動の中でできることはあるか。 3) 地域活動の計画の作成 4) 地域活動からどのような正負のインパクトがありそうか 5) ジェンダー・社会包摂の視点に立った取り組みとしてできることはあるか
活動（モニタリング）	・職員と共にコミュニティの活動モニタリングを実施（2時間×3回）
モニタリング指標	・行政職員と住民のジェンダー主流化研修への参加者人数（ジェンダー別） ・ジェンダー視点を取り入れた活動の数 ・行政職員と住民ジェンダー主流化・社会包摂に係る知識・態度・行動（KAP）の変化の状況 ・ジェンダー・社会包摂の取り組みに係る住民の満足度
実施期間	3年間
活動の留意点	・交差性（社会階層・民族・障害など）の視点に立った課題の分析、計画・実施 ・社会的弱者が抱える課題に加え、コミュニティ活動の中で彼らができることに着目し、活動に主体的に関わってもらうこと。

(2) 地方行政におけるより良い職場環境のためのジェンダー主流化

下表は、地方行政職員を対象としたより良い職場環境のためのジェンダー主流化の活動を示したものである。本プロジェクトでは、まず対象国・地域のジェンダー専門家および地方自治体職員への聞き取り調査を通じて、採用、昇進、職場環境におけるジェンダー関連課題を把握する。

その後、管理職から一般職員までを対象に、職場における性差別やセクシュアルハラスメントの理解を目的としたジェンダー主流化研修を実施する。最後に、地方行政職員間で、採用および昇進制度ならびに職場環境におけるジェンダー主流化に関する計画を検討・策定するための議論を支援する。

表 6-10：地方行政におけるより良い職場環境のためのジェンダー主流化に関する介入案

項目	内容
分野	平和構築（ジェンダーの視点に立った採用・昇進・職場環境、ハラスメント防止）
スキーム種別	技術協力
活動名	地方行政におけるより良い職場環境のためのジェンダー主流化
対応するジェンダー課題	【採用・昇進における格差】 Structure and Systems： <ul style="list-style-type: none"> 行政職員の人材募集で女性が対象とされないケースがある 地方政府職員に対してジェンダー主流化の研修機会が少ない 給与・手当制度に男女間の不平等が存在する 育児・産休・育休制度が未整備または限定的である 妊娠・育児・介護により女性が昇進で不利になる傾向がある Relations： <ul style="list-style-type: none"> 住民の中には女性が行政に従事することに否定的な見解を持つ者がいる Agency：

	<ul style="list-style-type: none"> 一部の若年女性は教育・経験不足により地方行政機関での就職に不安を感じる 女性自身がリーダー職に就く資格がないと思込んでいる <p>【性暴力・セクハラの問題】</p> <p>Structure and Systems :</p> <ul style="list-style-type: none"> セクハラを容認するような職場文化がある 通報メカニズムや方針・法制度が整備されていない <p>Relations :</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェンダー差別・セクハラについて学ぶ機会がなく、加害者が自身の行為をセクハラと認識していないことがある <p>Agency :</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェンダー差別・セクハラについて学ぶ機会がなく、被害者がセクハラや性差別を認識していない、または我慢している 被害者がどこにジェンダー差別・セクハラについて相談したらよいか分からない
対象年齢層	全年齢層
対象者	・脆弱性・紛争影響地域の地方行政の管理職レベルの職員
実施主体	・対象国・地域のジェンダー機関・地方行政職員
上位目標	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー視点に基づいた採用・昇進制度の構築 セクハラ対策が地域に波及するモデルとなる
プロジェクト目標	・職員が性差別・セクハラの問題を理解し、対策を検討する
成果	<ul style="list-style-type: none"> 管理職が自らの採用・昇進制度における性差別を認識する 行政職員が採用・昇進制度においてジェンダーの視点で取り組む重要性を認識する 女性が地方行政職に応募する自信を持つ 女性対象の採用・昇進説明会などの取り組みが検討される 住民による女性職員への偏見が軽減される セクハラに関する研修が実施される 性差別・セクハラ防止・対策に係る行動計画を策定する 加害意識や被害認識を持つ 被害者のプライバシーに配慮した相談窓口を設置し、運用する
活動	<p>0. 事前調査 (3時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェンダー専門家および地方行政職員へのインタビュー (採用・昇進・育休・ハラスメントなど) <p>1. 管理職向けワークショップ (5時間)</p> <p>1) 採用に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該地方行政において、男性職員と女性職員の数は同数であるか。 部局別に見た場合、男女比に差異があるか。 女性 (または男性) 職員が少ない要因は何であるか。 社会規範、文化、宗教が、男性または女性の公務員としての就職を困難にしている要因となっているか。 採用制度において、ジェンダーによる異なる基準が存在しているか。 <p>2) 昇進に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職における男性と女性の比率は同等であるか。 女性 (または男性) の管理職が少ない理由は何か。 社会規範、文化、宗教が、男女いずれかの昇進を困難にしている要因となっているか。 昇進制度において、ジェンダーによる異なる基準が存在しているか。 <p>3) 職場環境に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスやセクシュアルハラスメント、性暴力の発生状況が、男女比に影響を与えているか。 同僚に対するハラスメントとは、どのような行為を指すと考えるか。 <p>2. 採用・昇進・職場改善に関する具体的な行動計画の作成 (3時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体の職場環境を改善するために、ジェンダーの視点でどのような取組を行うべきか。 新たに職員を採用する際に、ジェンダーの視点でどのような点を考慮すべきか。 職員を昇進させる際に、ジェンダーの視点でどのような点を考慮すべきか。 <p>3. 一般職員への周知 (3時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事部門と共に啓発動画を制作する

	<ul style="list-style-type: none"> ・アラートシステムを検討する ・職員への学習要請 ・ピアサポート体制の構築
モニタリング指標	<p>4. モニタリング（1時間×3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクハラの状態把握・定期モニタリング手法の検討、実施
実施期間	3年間
活動の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・宗教・社会規範を尊重しながら、現地で実施可能な制度を共に検討する ・被害者中心の支援体制とする ・男性＝加害者、女性＝被害者と単純化せず、誰もが被害者にも加害者にもなり得ることを伝える

6.5 紛争関連の性暴力（CRSV）

6.5.1 概要

武力紛争下では、女性や少女は「レイプ、性的奴隷、強制売春を含む性暴力および性的搾取のリスクにさらされる」⁴¹。国連によれば、CRSVは、「レイプ、性的奴隷、強制売春、強制妊娠、強制墮胎、強制不妊手術、強制結婚、人身取引（性暴力／搾取を目的とし、紛争下で行われた場合）および、女性、男性、女兒、男児を対象にした、それに準じる重大な性暴力で、紛争に直接または間接的に関連しているもの」を指している。

武装集団は、敵に損害を与えるためにGBVを戦略的に利用する傾向があり、一部の組織では制度的に容認している。また、脆弱国家は、性暴力の加害者への対応、被害者／サバイバーの保護、社会的・経済的な再統合支援が不十分であることが多い。

GBV被害者への社会的・文化的な偏見やスティグマは、紛争地域に限らず存在し、それによって被害者が声を上げられなかったり、再び被害に遭ったりすることがある。悲しいことに、援助関係者のGBVへの関与や、食糧やサービスと引き換えに性的関係を求めた事例も報告されている。GBVについては本報告書第4章で詳細に述べているため、そちらを参照されたい。次頁の図は、CRSVの要因とリスク要因を分析している。

個人レベルでは、医療費支出の削減、妊娠・避妊・出産に関する情報へのアクセス不足により、被害者や生存者が支援について知る機会が減少する。暴力の目撃・体験や武装集団への兵士等としての強制徴用の経験が、被害者・加害者となるリスク要因となりうる。対人関係レベルでは、加害者の心理的ストレスが家庭内暴力（DV）やパートナーからのGBVの増加の要因となり得る。また、武装集団の文化が女性や女兒に対する否定的な態度を助長することや、仲間からの圧力によってGBVに関与させられるなどの例も報告されている。共同体レベル／社会レベルでは、医療施設や道路の破壊、治安の悪化により、被害者が必要な保護・治療・相談を受ける機会が減少することが、リスク要因となりうる。

⁴¹ UN Peace Keeping Operations.
https://peacekeeping.un.org/sites/default/files/dpo_pages_participation_protection_prevention_sgbv_combined.pdf（アクセス日
2023年12月27日）

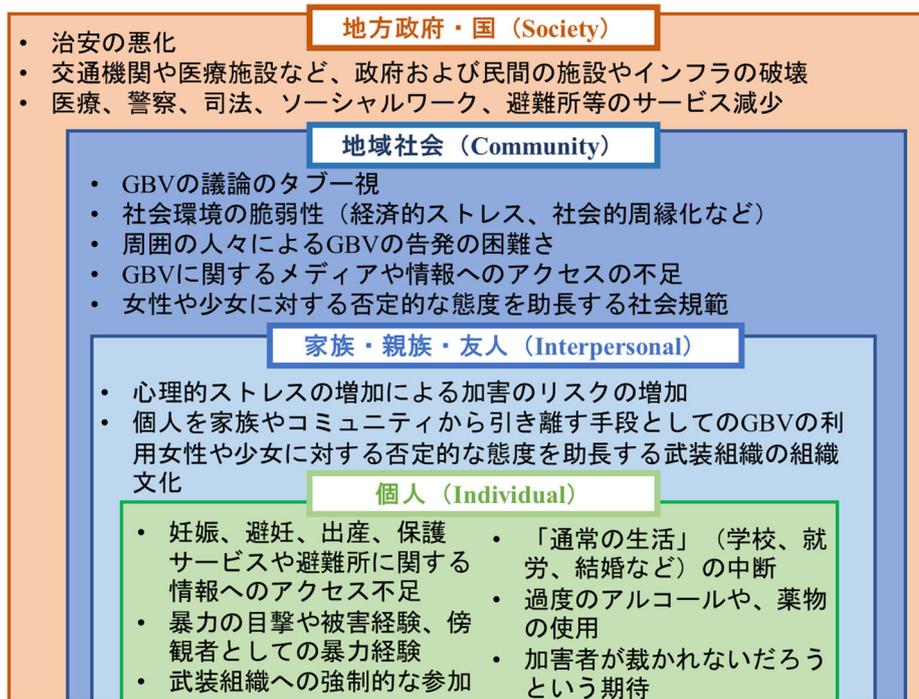


図 6-3 : CRSV の原因とリスク要因に関する社会生態学的モデル

出典 : UNICEF および OCHA の報告書等を基に調査団作成

6.5.2 国際潮流 : CRSV の予防と対応

(1) 国際会議における合意

国際会議や合意文書における CRSV の定義およびその対応に関する声明を下表に示す。

表 6-11 : CRSV に関する主要な国際合意

北京宣言および行動綱領 (1995年)
この宣言は、女性および少女の人権保護ならびにあらゆる形態の暴力や戦争の手段としての利用を根絶するために、侵略政策や民族浄化の防止、武力紛争の解決を通じて平和と安全を維持することの重要性を宣言した。
国連安全保障理事会決議1325号「女性・平和・安全保障 (WPS)」 (2000年)
決議1325号は、紛争が女性や少女に与える影響の違いを認識し、強姦やその他の形態の性的虐待、その他の暴力といったGBVから女性や少女を保護するための特別な措置の必要性を訴えた。
持続可能な開発目標 (SDGs)
この決議は、性暴力を戦争犯罪として位置づけ、戦争の戦術としての性暴力を非難した。さらに、紛争当事者に対し、兵士への訓練や懲戒措置の実施など、市民を性暴力から保護するための即時措置を取るよう求めている。

(2) 国際的・地域的なイニシアチブ・枠組み

CRSV の予防・対応を目的として策定された国際的・地域的イニシアチブおよび枠組みを下表に示す。

表 6-12 : CRSV に係る主要な国際的・地域的枠組み

国際的枠組み	
STOP RAPE NOW : 国連による「CRSV に対する行動」 ⁴²	武力紛争中およびその後における性暴力を終わらせることを目的とするネットワーク。UN Women、国連難民高等弁務官事務所 (United Nations High Commissioner for Refugees、UNHCR)、UNICEF、UNFPA など24の国連機

⁴² UN Action Against Sexual Violence in Conflict. *About UN Action*. <https://www.stoprapenow.org/> (アクセス日 2025 年 10 月 7 日)

	関が参加。
地域的枠組み	
アフリカ連合「平和支援における性的搾取・虐待への予防と対応に関する政策」 ⁴³	アフリカ連合の職員が性的搾取・虐待（SEA）への予防・対応体制を強化するために必要な措置を明示している。

(3) 国際機関による報告書・研究

CRSVに関する国際機関の報告書の例を下表に示す。

表 6-13：国際機関の主要な報告書

国際連合	
「CRSV/SGBV/GBVに関するガイダンス文書のテーマ別マッピング」 ⁴⁴ (2020年)	CRSVに関する報告書および国連の対応策を整理した文書。UN Womenなど24の国連機関による「CRSVに対する行動」に関する報告を含む。
「CRSVに関する国連事務総長報告書」 ⁴⁵ (2023年)	2022年のCRSVの状況を記述。軍備の拡大や違法武器の流通により、紛争影響地域の文民の空間が狭まり、法の支配が弱体化し、性暴力のリスクが増加していると警告。国家・非国家の武装勢力によるレイプや誘拐の継続的な実行が報告されている。
UNHCR	
「リスク削減：緊急時における性的・GBV」 ⁴⁶ (2020年)	人道危機に対応するために上級保護官を配置する「Safe from the Start」イニシアチブの成果を報告。
オスロ平和研究所 (PRIO)	
「アフリカにおける紛争動向1989–2021年」 ⁴⁷ (2022年)	アフリカにおける国家間紛争、非国家間紛争、一方的暴力に関するデータを分析。CRSVの事例を記述。

6.5.3 他開発パートナーの取り組み：CRSVの予防と対応

(1) 国際協力機関による主要な戦略

STOP RAPE NOW：国連による「CRSVに対する行動（UN Action）」

このイニシアチブは、CRSVを防止し、CRSVの被害者／サバイバーのニーズに応え、説明責任を強化することを目的とした国連システム全体の共同の取り組みである。

国連平和活動局（Department of Peace Operations、DPO）、国際移住機関（IOM）、国連人道問題調整事務所（UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs、OCHA）、軍縮部（ODA）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）、UNHCR、国連児童基金（UNICEF）、UN Women、世界保健機関（WHO）など、24の国連機関が参加している。本イニシアチブの議長は「CRSVに関する国連事務総長特別代表室（OSRSG-SVC）」が務めている。

過去には、複数の国連機関が個別にCRSVへの対応を行っていたが、連携不足により効果が限定的であり、対象国における主体性の促進も不十分であったと反省された。そのため、UN Actionは包括的なアプローチを採用することを決定した。

UN Actionの取組は以下の5つの分野から構成される。

⁴³ AU. Policy on prevention and response to sexual exploitation and abuse for peace support operations.

<https://www.peaceau.org/uploads/english-final-sea-policy-for-au-psos.pdf> (アクセス日 2025年10月7日)

⁴⁴ UN Action Against Sexual Violence in Conflict. Thematic mapping of guidance documents related to CRSV/SGBV/GBV.

<https://stoprapenow.org/wordpress/wp-content/uploads/2020/11/Thematic-mapping-of-guidance-documents-Aug-2020-1.pdf> (アクセス日 2025年10月7日)

⁴⁵ UN Secretary General. Conflict-related sexual violence Report of the Secretary-General.

<https://www.un.org/sexualviolenceinconflict/wp-content/uploads/2023/07/N2312781.pdf> (アクセス日 2025年10月7日)

⁴⁶ UNHCR. Reducing risks: Sexual and gender-based violence in emergencies. <https://www.unhcr.org/my/sites/en-my/files/legacy-pdf/575a83dd5.pdf> (アクセス日 2025年10月7日)

⁴⁷ PRIO. Conflict trends in Africa, 1989-2021. https://www.nb.no/items/URN:NBN:no-nb_plikmonografi_000041029 (アクセス日 2025年10月7日)

- a) 保護と予防：性暴力の被害者およびリスクのある人々を保護し、リスクを低減する。医療、心理的支援、安全保障、生活支援、司法サービスを提供し、サバイバー中心のアプローチにより、CRSVの予防とリスクの低減を行う。
- b) キャパシティ・ビルディングと政策担当者との戦略的連携：国家および国際レベルにおいて、政策担当者や意思決定者の能力を強化し、CRSVのリスクと根本的な原因に対応する行動を促進する。持続的かつ共同的なアドボカシーや、度的・実務的・国家レベルの関係者の技術的専門性の強化により、コンプライアンスと説明責任を促進する。
- c) CRSV/WPS アジェンダの推進：紛争予防・解決、平和維持、平和構築、人道支援、開発プロセスにおける、CRSV および WPS アジェンダの実施を前進させる。知識、実務、アドボカシー、技術的専門性のギャップを埋めるため、ガイダンス、政策、ツールを開発し、UN Action ネットワーク内外で共有する。
- d) データの整備：CRSVの傾向、リスク、パターンに関する信頼性の高い、タイムリーで客観的な情報の利用可能性を高める。これにより、エビデンスに基づく高レベルのアドボカシー、紛争当事者との関与や圧力の強化、サバイバー中心の有効な対応策（安全で倫理的かつジェンダーに対応したデータの管理と分析、女性保護アドバイザー（WPA）の派遣、性暴力の監視・分析・報告の枠組み（MARA）の強化、CRSV 関連情報管理プラットフォーム間の連携強化などがある。
- e) 調整の強化：国連全体の調全体制と、CRSVに関する国連安全保障理事会決議の実施体制を改善する。UN Action ネットワークが、アドボカシーの調整および CRSV 対応の共同介入の推進におけるプラットフォームとしての役割を果たす能力を強化する。

(2) CRSV の予防および対応に関する主要ツール

以下の表は、CRSV のリスク軽減および対応に活用されている主要なツールを示している。

表 6-14：国際機関による CRSV 予防・対応のための主要ツール

UN	
「CRSVの予防および対応に関する国連現地ミッション向けハンドブック」 ⁴⁸	国連現地ミッション、PKO（平和維持活動）、政治特別ミッション向けに作成されたハンドブック。CRSVの概念、法的枠組み、作戦・調整の枠組み、サバイバー中心のアプローチ、リファールル経路などに関する情報を提供。アドボカシー、啓発、身体的保護、司法的保護措置などの手法も紹介されている。
UNICEF and OCHA	
「非国家武装勢力による CRSVの予防強化：予備的枠組み」 ⁴⁹	非国家武装勢力（NSAG）によるCRSVの予防策に関する報告書。コンゴ民主共和国での調査分析と現地ミッションの知見に基づく。CRSV予防に向けた3つの枠組み（公衆衛生アプローチ、紛争管理的アプローチ、社会生態学的モデル）を提示している。

6.5.4 CRSV の予防と対応に関する取り組みの案

あらゆる平和構築案件において、GBVはデリケートな問題で、専門的な対処が求められる課題であり、専門家以外は医療・法的な処置はできない。ただし、被害を受けた人が希望する場合は、

⁴⁸ UN. *Handbook for United Nations Field Missions on Preventing and Responding to Conflict-Related Sexual Violence*. <https://peacemaker.un.org/sites/default/files/document/files/2022/08/united-nationscrsv-handbook.pdf>（アクセス日 2025 年 10 月 7 日）

⁴⁹ UNICEF and OCHA. *Strengthening Prevention of Conflict-related Sexual Violence with Non-state Armed Groups: A Preliminary Framework for Key Prevention Strategies*. https://imptf.undp.org/sites/default/files/documents/35000/strengthening_prevention_of_crsv_with_nsas_groups_a_preliminary_framework_for_key_prevention_strategies_un_action.pdf（アクセス日 2025 年 10 月 7 日）

それ以外の関係者が専門機関につながることが保護に役立つ可能性がある。紛争影響地域では専門機関の不足やアクセスの誓約、安全上の問題、他の人道課題の優先度の高さなどの制約があるため、状況に応じて被害者が安全にアクセスできる専門機関との連携を最大限確保することが求められる。こうした対応の準備として、「CRSVの予防および対応に関する国連現地ミッション向けハンドブック」に記載されているように、GBVの専門家以外に対してGBVの初期対応の研修を実施することや、対象国・地域のCRSVの状況と背景について調査し、GBV対応に取り組むNGOや医療機関、また支援者となり得る社会・文化的リーダーの協力体制を確認しておくことも効果的とされる。

現地でCRSVやGBVの調査を行う際は、敵対勢力による加害の発生や経済的・精神的ストレスによる近親者からのGBVの増加や、紛争後も被害者が身体的な苦痛や社会的スティグマによる精神的苦痛が残るなど、紛争影響地域ならではのリスク要因を個人レベル・対人関係レベル・社会レベルで整理して調査を実施し、予防と対応策を講じることが求められる。CRSVの被害は表面化しにくいことに留意し、現地のNGOや医療施設などと連携し、実態を把握する。どの取り組みを行う際も被害者中心アプローチを取り、本人の意向とニーズを理解した上で対応すること、被害者の安全を確保することが重要である。

次に、ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチの視点で取り組みを整理する。「Agency」の取り組みとして、サバイバーへの緊急医療・心理社会的ケア・法的支援へのアクセス改善が求められる。サバイバーと話す際は無理に聞き取りを行うことは避けなければならない。また、もし聞き取りをする場合は聞き取りを行う場所の工夫や、情報の管理など、プライバシーの保護が必須となる。教育・職業訓練・マイクロファイナンスを通じたサバイバーの社会参加・経済的自立のための支援も求められる。

「Relations」の取り組みとして、「非国家武装勢力によるCRSVの予防強化：予備的枠組み」⁵⁰で記載されているコンゴ民主共和国での事例のように、性暴力を容認しないことを広める啓発や教育、男性や宗教リーダーを巻き込んだ加害防止のメッセージの発信、地域に根差した早期警戒システムの整備支援などが求められる。

「Structure and Systems」の取り組みとして、加害者の処罰、被害者の保護のための法整備、警察・検察・裁判における性暴力の防止・対応を担う部署の設置支援が挙げられる。

紛争影響地域では、文化的・社会的背景による制約や、紛争の敵対勢力の子どもを産んだ女性や子ども⁵¹など、特有のスティグマの影響が強く、被害者が特に自己認識を示しにくい場合がある。このため、地域のあらゆるサービスの不足を踏まえて、「活動地域にGBV専門機関がない場合の、GBVサバイバー支援：人道支援実務者のためのステップ・バイ・ステップ・ポケットガイド」⁵²などを参考に、活用可能な地域の人材・資源を整理して協力体制を強化し、安全を確保したうえで被害者の専門機関への橋渡しを行い、包括的かつ現実的な支援体制を構築することが重

⁵⁰ Stop rape now. *Strengthening Prevention of Conflict-related Sexual Violence with Non-state Armed Groups A Preliminary Framework for Key Prevention Strategies.*

https://mptf.undp.org/sites/default/files/documents/35000/strengthening_prevention_of_crsv_with_nsas_groups_a_preliminary_framework_for_key_prevention_strategies_un_action.pdf (アクセス日 2025 年 10 月 6 日)

⁵¹ Rights for Peace. *Children born of CRSV are direct victims and survivors in South Sudan.*

<https://www.rightsforpeace.org/post/survivors-children-born-of-crsv-are-direct-victims-south-sudan> (アクセス日 2025 年 9 月 13 日)

⁵² GBV Guidelines. *GBV pocket guide: How to support survivors of gender-based violence when a GBV actor is not available in your area.* https://gbvguidelines.org/wp/wp-content/uploads/2018/03/GBV_PocketGuide021718.pdf (アクセス日 2025 年 10 月 6 日)

要となる。これらの取り組みは、JICAだけで行うことは困難なことも多いため、他開発パートナーと役割分担し、連携することが望ましい。

6.6 和平交渉における女性の参画

6.6.1 概要

(1) 和平交渉における女性の代表性の不足

紛争後の和平交渉やその他の公式な平和構築の議論において、女性の代表性が依然として著しく低いと報告されている。その結果として、和平合意や平和構築活動の内容には、女性や少女のニーズが十分に反映されない場合が多く見られる。紛争前のジェンダー役割がそのまま継続されることが多く、女性や少女は医療、教育、経済的支援へのアクセスが限られ、また GBV 被害から女性や少女を保護するための措置も不十分である。また、多くの報告によれば、紛争中に女性や少女も戦闘員として関与していたケースが存在するものの、女性が暴力の加害者であることが性別役割に反するとされる社会では、女性は兵士の武装解除・動員解除・社会復帰 (Disarmament, Demobilization, Reintegration, DDR) 支援の対象にならないことがある。また、スティグマを避けるために女性自身がそうした支援に参加しない場合もある。加えて、紛争下においては、女性や少女が看護師、調理係、戦闘員の性的奴隷など、男性とは異なる役割を与えられることがあるが、そうした特異な状況に対応したプログラムは極めて少ないとされる。

(2) 和平交渉における女性の参加の重要性

平和構築における女性の参加は、紛争前および紛争中に周縁化された女性や少女が、権利やサービスへのアクセスを得るために不可欠である。また、GBV などのジェンダー特有の課題を正しく理解し、対応するためにも、女性の参画は重要である。また、因果関係が検証されたわけではないが、和平交渉への女性の参加と和平合意の持続性に正の相関があると指摘する研究結果もある。⁵³

(3) 和平交渉における女性の参加不足の原因

以下の図は、和平交渉における女性の代表性の低さの原因とリスク要因を分析したものである。これには個人、社会関係、コミュニティ、制度といった階層別に、参加を妨げる要因が含まれていると考えられる。

⁵³ Laurel Stone. (2014). *Women Transforming Conflict* 及び Marie O'Reilly. 他(2015), *Reimagining Peacemaking: Women's Roles in Peace Processes*

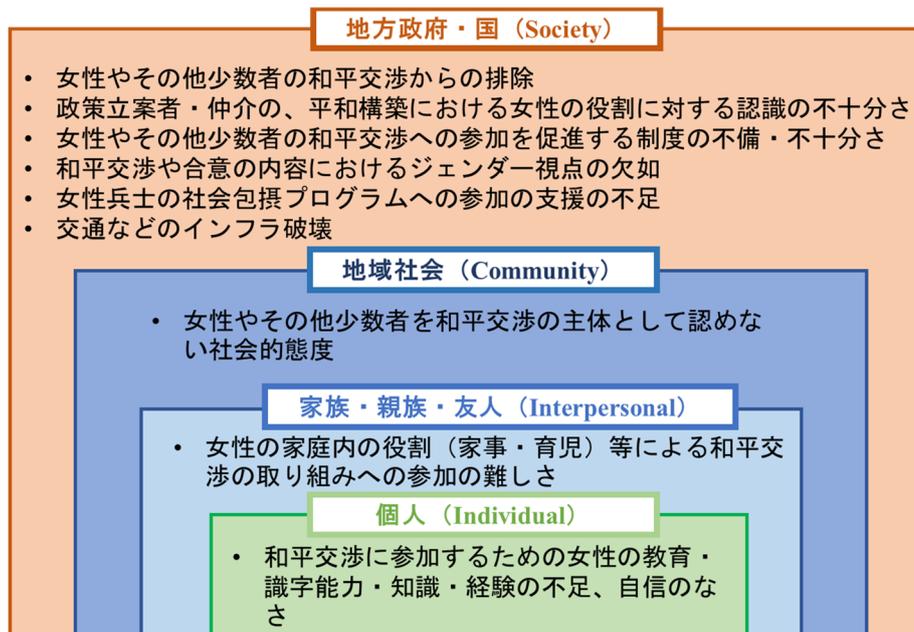


図 6-4：和平交渉における女性の代表性の不足の原因とリスク要因に関する社会生態学的モデル

出典：調査団作成

個人レベルにおいては、特定の地域、宗教、文化において、女性の教育水準や識字率、知識や経験が男性よりも低いことが多く、それが和平交渉への参加の障壁となっている。対人関係レベルでは、社会通念上女性が家事や育児を担うことが求められることもあり、和平交渉への出席が困難となっている。コミュニティレベルでは、教育や識字率、知識において男性と遜色がないにもかかわらず、和平交渉の主体として女性やその他のマイノリティの存在を認めず、参加を拒む社会もある。また、女性を含む周縁化された人々の交渉への関与に対し、既得権益層からの反発が生じる場合もある。

社会レベルでは、一部の政策決定者や調停者が和平交渉の目的を「暴力の停止」に限定し、交渉参加者を対立する勢力の指導者に絞ることで、女性の参加がほとんど考慮されない状況がある。これらの関係者は国家の安全保障を優先し、人間の安全保障を後回しにする傾向がある。また、和平交渉や平和構築における女性の役割や影響力を認識しておらず、ジェンダーの視点を取り入れずに、平和協定の策定や紛争後の復興計画を行うケースが多い。これは、CRSV、土地分配、女性や脆弱な集団に対する差別、紛争後の開発における女性の包摂といった女性特有のニーズへの対応を欠く原因となっている。さらに、女性兵士の社会復帰に関する包摂的対応も軽視されがちであり、女性兵士は地域社会における偏見の影響を強く受ける傾向にある。

また、国際平和協会の報告書⁵⁴によると、国連やその他の国際機関の関与が薄れたことも、和平交渉における女性の参加が低下している一因とされる。これらの国際アクターは、女性の和平プロセスへの参画を積極的に提唱してきたが、紛争当事者の権力分散への抵抗や、戦争形態の変化（国家間紛争ではなく、より曖昧な武装勢力による対立）により、正式な和平プロセスの構築が困難になっていることが背景にある。

(4) 和平交渉における女性の関与の機会

和平交渉および平和構築には、国家レベル、地方政府レベル、コミュニティレベルなど複数の

⁵⁴ International Peace Institute. (2015) *Reimagining Peacemaking: Women's Roles in Peace Processes*

段階が存在する。ウガンダの事例では、コミュニティレベルにおける女性の顕著な取り組みが示されている。2006年に行われたウガンダ政府と神の抵抗軍（Lord's Resistance Army、LRA）との公式な和平交渉に女性グループが参加することは困難であったため、彼女たちは村および地区レベルにおいて「女性の平和テーブル（Women's Peace Tables）」を設け、自らの立場から平和構築を進めた。さらに、和平合意後には政府の約束が履行されているかをモニタリングする活動も行った。

6.6.2 国際潮流：和平交渉におけるジェンダー主流化

(1) 国際会議における合意

国際会議および国際合意において、和平交渉におけるジェンダー主流化に関する課題と取り組みが示されている。

表 6-15：和平交渉におけるジェンダー主流化に関する主な国際会議における合意

北京宣言および行動綱領（1995年）
戦略目標E.1では、「意思決定レベルにおける女性の紛争解決への参加の増加」および「武力紛争や他の形態の紛争、あるいは外国占領下にある女性の保護」を掲げている。
国連安保理決議1325号「女性・平和・安全保障（WPS）」（2000年）
武力紛争が女性に与える影響に対応し、紛争の予防・解決および平和構築における女性の役割を促進。1325号およびその後の9つの関連決議は以下の4つの柱を提示：①和平プロセスや平和構築におけるあらゆるレベルでの女性の参加、②女性に対するあらゆる形態の暴力の防止、③女性と少女の保護と権利の尊重、④ジェンダーの視点に立った救援・復興の推進。
国連平和維持活動局（DPKO）および現地支援局（DFS）「ジェンダー主流化の視点に立った国連平和維持活動に関する政策」、（2018年）
DPKOおよびDFSによるジェンダー平等およびWPS関連任務の実施を指導する政策。指導原則や戦略を提示し、平和維持活動における説明責任とリーダーシップを促進。
持続可能な開発目標（SDGs）
目標5は「ジェンダー平等の実現とすべての女性・女児のエンパワメント」を掲げており、ターゲット5.5では政治・経済・公的生活のすべての意思決定レベルにおける女性の完全かつ効果的な参加と平等なリーダーシップの機会を保障。指標5.5.1は、(a)国会、(b)地方政府における女性の議席割合を測定。

(2) 国際的・地域的なイニシアチブと枠組み

和平交渉におけるジェンダー主流化に関する国際的及び地域的な枠組みについて下表に示す。

表 6-16：和平交渉におけるジェンダー主流化に関する国際的・地域的イニシアチブと枠組み

国際的枠組み	
UN Women「女性・平和・安全保障および人道支援」 ⁵⁵	公的・民間機関の能力強化を通じて、司法・治安サービスの提供、人権保障、社会的結束と和解の促進を行い、持続的な平和と包摂的・持続可能な成長・発展を目指す行動。
地域的枠組み	
アフリカ連合（AU）「女性・平和・安全保障アジェンダに関する大陸レベルの成果枠組（2018-2028）」 ⁵⁶ 2019年	アフリカ大陸におけるWPSアジェンダの実施方法を制度化する枠組み。モニタリングと報告の体系化および説明責任の強化を主目的とする。
ECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）委員会「女性・平和・安全保障に関するガイドライ	ECOWAS職員が国際的・地域的なWPSの枠組みを実施する能力を強化することを目的とし、すべての職員に対し、男女双方の全ての活動への参加を促進し、男女及び男児・女児の保護を確保するため、あらゆる活動にジェンダー視点を適用することを求めている。

⁵⁵ Generation Equality and UN Women. *Women, Peace, Security and Humanitarian Action Compact*. https://wpshacomcompact.org/wp-content/uploads/2021/09/WPS-HA-Compact_Framework-EN-Web.pdf（アクセス日 2025年10月7日）

⁵⁶ AU. (2019). *Continental results framework: Monitoring and reporting on the implementation of the Women, Peace, Security agenda in Africa (2018-2028)*. https://www.un.org/shestandsforpeace/sites/www.un.org/shestandsforpeace/files/continental_result_framework_on_wps_agenda_in_africa.pdf（アクセス日 2025年10月7日）

(3) 国際機関による報告書・研究

和平交渉における女性の参加に関連する国際機関、政府等の報告書の例を下表にまとめる。

表 6-17：和平交渉における女性の参加に関する国際機関の主要な報告書

国連事務総長	「女性の平和構築への参加に関する報告書」 ⁵⁸ (2010年)	国連の平和構築をジェンダー対応型にしていく必要性や、国家再建期における女性の行政や政治への意思決定への参加促進の必要性を示す。
UN Women	「和平交渉における女性の参加：プレゼンスと影響力の関連性」 ⁵⁹ (2012年)	各国の事例を通じて、和平交渉への女性の参加の形態、ジェンダーの専門的知識の活用、和平合意への女性の要求の反映について分析し、提言を提示している。
	「女性を数に入れること一人数だけではなく、和平への影響力で数える」 ⁶⁰ (2016年)	ジュネーブの大学院と共同で実施した調査研究「政治交渉と実施への参加の拡大」の結果を説明。1990～2016年の事例を比較し、和平プロセスへの女性の参加と影響を評価。
UNHCR	「ジェンダー平等ツールキット」 ⁶¹ (2020年)	ジェンダー主流化の体系的適用に関する複数のツールを提供する。UNHCRの業務管理サイクルにおけるジェンダー平等の統合、UNHCRの「ジェンダーと緊急事態」ツール、女性や女児の参加の拡大と実質的な参画、現金給付型介入におけるジェンダー分析ツール、ジェンダー平等とアドボカシーのためのツールなどで構成されている。特に「UNHCR ジェンダーと緊急事態」ツールは、ジェンダー平等を統合するための概念的および実務的な枠組みを提示しており、緊急事態に備える段階から、計画・実施、そしてモニタリングに至るまでの行動ステップが示されている。
DPO	「ジェンダー平等とWPSに関するリソースパッケージ」 ⁶² (2020年)	平和維持要員がジェンダー平等とWPSについて分析・計画・実行できる知識とスキルの提供、ジェンダー主流化の標準化、DPOの和平交渉における女性と少女のアドボカシー活動におけるリーダーシップ強化を目的としている。
アメリカ合衆国政府	「WPSに関する議会報告書」 ⁶³ (2022年)	米国内外におけるWPSに関連する活動と資金の使途についてまとめた報告書。USAIDに関する記述も含まれる。
イギリス政府	「WPSに関する国家行動計画 2018–2022：議会への年次報告」 ⁶⁴ (2022年)	外務・英連邦・開発省 (FCDO) および国防省を中心に、国家行動計画の進捗を報告。

⁵⁷ ECOWAS. (2020). *Guidelines on Women, Peace, Security*. https://wpsfocalpointsnetwork.org/wp-content/uploads/2024/02/PAPS-Guidelines-on-Women_Peace-and-Security-ENG1.pdf (アクセス日 2025年10月7日)

⁵⁸ UN. Report of the Secretary-General on Women's Participation in Peacebuilding. https://www.un.org/peacebuilding/sites/www.un.org.peacebuilding/files/documents/seven_point_action_plan.pdf (アクセス日 2025年10月7日)

⁵⁹ UN Women. (2012). *Women's participation in peace negotiations: Connections between presence and influence*. <https://www.unwomen.org/sites/default/files/Headquarters/Attachments/Sections/Library/Publications/2012/10/WPSSourcebook-03A-WomenPeaceNegotiations-en.pdf> (アクセス日 2025年10月7日)

⁶⁰ UN Women (2015). *Making women count: Not just counting women .: Assessing women's inclusion and influence on peace negotiations*. https://www.unwomen.org/sites/default/files/Headquarters/Attachments/Sections/Library/Publications/2017/Making_Women_Count-EN.pdf (アクセス日 2025年10月7日)

⁶¹ UNHCR. (2020). *Gender equality kit*. <https://www.unhcr.org/media/unhcr-gender-equality-toolkit> (アクセス日 2025年10月7日)

⁶² DPO. (2020). *Gender equality and Women, Peace and Security: Resource package*. https://peacekeeping.un.org/sites/default/files/gewps19_respack_v7_eng_digital_4.pdf (アクセス日 2025年10月7日)

⁶³ United States Government. (2022). *United States Government Women, Peace and Security: Congressional report*. <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2022/07/US-Women-Peace-Security-Report-2022.pdf> (アクセス日 2025年10月7日)

⁶⁴ Government of United Kingdom (UK). (2021). *UK National Action Plan on Women, Peace and Security 2018-2022: Annual report to parliament*.

国際平和研究所 (IPI)	「平和構築の再構想：和平プロセスにおける女性の役割」 ⁶⁵ (2015)	女性の参加における障壁と機会を分析し、従来型の平和構築手法の見直しを提言。
アフリカ連合 (AU)	「アフリカにおけるWPS アジェンダ実施に関する報告書 2020」 ⁶⁶	2019年に加盟国がWPS アジェンダの実施の中で経験した成果・傾向・課題を、「WPS アジェンダの実施状況に係るモニタリング・報告の枠組みに関するアフリカ大陸の結果」に基づきまとめたもの。
Conciliation Resources	「平和構築者のためのジェンダーと紛争分析ツールキット」 ⁶⁷ (2015)	平和構築に関わる人がジェンダーの視点に立って紛争を分析するための実践的ガイド。紛争の男女への影響や、平和に向けた社会的なニーズを分析する手法などが記載されている。
ICAN (国際市民社会行動ネットワーク)	ベターピース・ツール」 ⁶⁸ (2018)	ジェンダー視点や女性の平和構築者を効果的に取り込む方法を提示。平和構築におけるジェンダー主流化に関してしばしば起こる障壁とその解決策も紹介。

6.6.3 他開発パートナーの取り組み：和平交渉におけるジェンダー主流化

本節では、和平交渉や平和構築における女性の参画を支援する他開発パートナーの事例を紹介する。

以下の表は、他開発パートナーが実施している、和平交渉や平和構築における女性の参画に関連する取り組みを要約したものである。

表 6-18：他開発パートナーの和平交渉や平和構築における女性の参画に関連する取り組み

項目	MENA地域における女性の持続可能な平和のためのリーダーシップ強化	ソマリアにおけるジェンダーと平和：安保理決議1325の実施
プロジェクト名	Enhancing Women's Leadership for Sustainable Peace in Fragile Contexts in the MENA Region ⁶⁹	Gender and Peace in Somalia: Implementation of Resolution 1325 ⁷⁰
実施期間	2016年10月～2022年10月	2007年～2008年
実施機関	GIZ (資金提供)、UN Women (実施機関)、Inclusive Peace and Transition Initiative (IPTI)、エジンバラ大学、Justice Rapid Response (JRR)	United Nations International Research and Training Institute for the Advancement of Women (UN-INSTRAW)、Diaspora e Pace (イタリア)
対象国・地域	イラク、シリア、リビア、イエメン、アフガニスタン	ソマリア
ジェンダー課題	MENA地域における女性の和平交渉への参画の低さ	ソマリアの平和構築の議論における女性の過少な参画
目的	MENA地域の女性が和平・移行プロセスに実質的に参画すること	<ul style="list-style-type: none"> 安保理決議1325の実施促進 ソマリアとディアスポラ女性の貢献認識

https://assets.publishing.service.gov.uk/media/62cfdb1cd3bf7f286309246e/UK_National_Action_Plan_on_Women_Peace_and_Security_2018_to_2022_annual_report_to_Parliament_2021.pdf (アクセス日 2025 年 10 月 7 日)

⁶⁵ Marie O'Reilly, Andrea O'Suilleabhain, and Thania Paffenholz. (2015). Reimagining peacemaking: Women's roles in peace processes <https://www.ipinst.org/wp-content/uploads/2015/06/IPI-E-pub-Reimagining-Peacemaking-rev.pdf> (アクセス日 2025 年 10 月 7 日)

⁶⁶ AU (2020). *Report on the Implementation of the Women, Peace & Security Agenda in Africa.*

https://au.int/sites/default/files/documents/42544-doc-WPS_AGENDA_IN_AFRICA_REPORT_2020_ENGLISH_VERSION.pdf (アクセス日 2025 年 10 月 7 日)

⁶⁷ Conciliation Resources. (2015). *Gender and conflict analysis toolkit.* <https://civicspace.eu/wp-content/uploads/2021/06/CR-Gender-Toolkit-WEB.pdf> (アクセス日 2025 年 10 月 7 日)

⁶⁸ International Civil Society Action Network (ICAN). (2018). 'The better peace tool'. https://icanpeacework.org/wp-content/uploads/2018/02/BPT_2018.pdf (アクセス日 2025 年 10 月 7 日)

⁶⁹ Peace lab. *Leadership for Sustainable Peace in Fragile Contexts in the MENA Region.* <https://peacelab.blog/2017/01/event-report-enhancing-womens-leadership-for-sustainable-peace-in-fragile-contexts-in-the-mena-region> (アクセス日 2025 年 10 月 7 日)

⁷⁰ UN INSTRAW. (2008). *Women, Peace and Security in Somalia: Implementation of UN Security Council 1325: A UN INSTRAW background paper.* <https://land.igad.int/index.php/documents-1/countries/somalia/conflict-4/887-women-peace-and-security-in-somalia/file> (アクセス日 2025 年 10 月 7 日)

		<ul style="list-style-type: none"> ・市民社会での女性の役割強化 ・国際社会の関心喚起
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・和平交渉への女性の参画に係る知見の体系化と公開 ・和平関係者への技術支援と能力強化 ・アプリ・データベース開発（例：PeaceFem App⁷¹） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディアスポラ団体設立支援 ・イタリアでのセミナーと対話の場創設 ・ダルエスサラームで、ソマリアの女性活動家・ソマリアのディアスポラ・ソマリア移行政府・国際コミュニティ間が対話するための国際会議の開催
成果とインパクト	<ul style="list-style-type: none"> ・女性との公式協議の増加 ・交渉への女性参画拡大 ・政策への女性の声の反映 ・（平等で実質的な参画には課題が残る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安保理決議1325の周知と理解促進 ・女性団体間ネットワーク構築 ・WPSの行動計画の策定支援 ・WPSに関する報告書作成
ジェンダー面のインパクト 【Structure and Systems】	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Womenと各国機関との戦略的対話と連携強化 ・政策や交渉への女性の声の反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディアスポラ女性とソマリア女性の対話プラットフォーム構築
【Relations】	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の参画の影響を評価するための知識の体系化 	（ウェブサイトの報告には記載なし）
【Agency】	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が和平交渉に参画するための能力開発・国際的な意見交換プラットフォーム構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソマリアにおけるジェンダー課題や複合的課題の特定
新規性とJICA事業との親和性	<p>新規性：国際プラットフォーム構築、交渉内容・政策への反映</p> <p>親和性：JICAでは紛争直後、国家レベルでの和平交渉に取り組むことは難しいが、政策策定の議論において、地域レベルで女性包摂を図る取り組みを実施する可能性はある。</p>	<p>新規性：中央政府不在でもNGO支援を通じて女性の平和構築への参画を支援する</p> <p>親和性：NGOの能力強化を通じた支援はJICAスキームでも実施可能と思われる。</p>

6.6.4 和平交渉や平和構築への女性の参画に係る取り組みの案

以上を基に、和平交渉や平和構築への女性の参画推進のための取り組みを、ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチの視点で整理する。

まず、「Agency」の取り組みとして、該当する紛争影響国・地域の人々への影響、課題とニーズについて、ジェンダー別や社会階層別に調査する。上述のConciliation Resourcesの「平和構築者のためのジェンダーと紛争分析ツールキット」（2015）等が参考となる。また、和平交渉や平和構築への女性の参加促進のため、女性に対して、法律や人権・ジェンダー平等の知識や交渉力の向上のための研修・ワークショップを実施する。また、女性が和平交渉や平和構築の取り組みに参加する際の安全を守ること⁷²も求められる。さらに、和平や平和構築に取り組む女性組織の支援に係るコロンビアの事例⁷³や、上述のMENA地域の事例⁷⁴の様に、他国・他地域も含めた平和に取り組む女性同士のネットワーク構築の促進や、メンター制度を支援することも有益である。ウガンダの事例⁷⁵の様に、公式な和平交渉の場以外での女性の平和構築の場での活躍の支援も有

⁷¹ Inclusive Peace. *Peace Fem App: Our latest contribution to peace tech in use all over the world.*

<https://www.inclusivepeace.org/peacefem-app/>（アクセス日 2025 年 8 月 19 日）

⁷² DPO. (2020). Gender Equality and Women, Peace and Security Resource Package.

https://www.humanitarianlibrary.org/sites/default/files/2024/05/gewps19_respack_v7_eng_digital.pdf（アクセス日 2025 年 8 月 19 日）には、女性の保護について記載されている。

⁷³ Our secure future. *The Status of the Women, Peace and Security Agenda in Colombia and Progress Toward a 1325 National Action Plan.* <https://oursecurefuture.org/our-secure-future/news/status-women-peace-and-security-agenda-colombia-and-progress-toward-1325>（アクセス日 2025 年 8 月 19 日）

⁷⁴ Peace lab. *Enhancing Women's Leadership for Sustainable Peace in Fragile Contexts in the MENA Region.* <https://peacelab.blog/2017/01/event-report-enhancing-womens-leadership-for-sustainable-peace-in-fragile-contexts-in-the-mena-region>（アクセス日 2025 年 8 月 19 日）

⁷⁵ VOA. *Uganda: Women Peace Caravan,* <https://www.voanews.com/a/a-13-2006-11-09-voa9/324094.html>（アクセス日 2025 年 9 月 13 日）

効である。

「Relations」の取り組みとして、和平交渉や平和構築への女性の参画に対する関係者（和平交渉の当事者や調停者）の理解を促進する。女性の和平交渉や平和構築への参画に係る国際的な規範や義務とともに、和平交渉や平和構築に女性が参加する意義について、女性も含めた広範な視点で社会の再建に向けた計画の策定・実施をすることで、社会の理解を促進し、和平合意の実効性を高めるメリットがあることや、国際的な規範の順守により開発パートナー等の技術的・経済的支援を得やすくなること等も含めて説明する。女性の参画に係る成功事例を共有し、具体的な参画の方法や効果についてイメージを持ってもらう。また、地域によっては、宗教リーダーや伝統的なリーダーと協議を行い、女性を参画させることの社会的な反発を緩和することも考えられる。さらに、公式な和平交渉の関係者以外の市民社会にも女性の復興・平和構築に向けたニーズを知ってもらうために、メディアで発信する。

「Structure and Systems」の取り組みとして、当該国・地域の和平交渉・平和構築におけるジェンダーポリシーを設定し、女性の参加人数や意思表明の機会、意思決定権を確保することや、ジェンダーの視点に立った取り組みを和平合意文書や平和構築の政策文書に盛り込むことを義務付けること、女性やマイノリティの権利保障を追求する委員会の設置⁷⁶が検討できる。

また、和平合意や平和構築の政策合意の後も、ジェンダー視点の取り組みが形式的なものに終わらない様に、女性やマイノリティの権利の保障、ジェンダー視点に立った和平合意の履行や政策の実施を推進するため、技術的・経済的な支援を行うことが求められる。

6.7 紛争影響・脆弱国における保健医療分野の取り組み

本項目では、紛争影響国および脆弱国における保健医療分野の取組みを取り上げる。紛争下にある国々は、多くのアフリカ諸国と共通の保健課題を抱える一方で、社会的・環境的被害や公共サービスの不全といった紛争特有の要因により、疾病リスクが増大し、保健サービスの断絶によって治療や回復の機会が大きく制約されるという特殊性を持つ。こうした状況を踏まえ、紛争影響国での保健医療分野の取組みを考察することは、保健システム強化やジェンダー平等の観点からも特別な意義を持つ。なお、一般的なアフリカ地域における非感染性疾患（NCDs）やSRHRに関する詳細な分析や介入手法については、本調査報告書の第2章および第3章を参照されたい。

6.7.1 国際潮流：紛争影響・脆弱国の保健医療分野におけるジェンダー視点の取り組み

(1) 紛争影響・脆弱国の保健医療分野の課題

WHOの報告⁷⁷によると、紛争影響国における病気や死亡の原因には以下が含まれる。これらの多くは紛争影響国以外でも広く見られるものであるが、紛争影響・脆弱国においては、紛争による精神的な影響や身体的な外傷やCRSVの増加、保健医療サービスの脆弱さなどにより、通常以上に深刻化する傾向がある。なお、とりわけ紛争影響国ならではの特異な要因については、下線で示した。

- ・ 感染症（下痢性疾患、急性呼吸器感染症、麻疹、マラリア、髄膜炎、結核、再発熱、腸チフスなど）

⁷⁶ Our secure future. *The Status of the Women, Peace and Security Agenda in Colombia and Progress Toward a 1325 National Action Plan*, <https://oursecurefuture.org/our-secure-future/news/status-women-peace-and-security-agenda-colombia-and-progress-toward-1325>（アクセス日2025年8月19日）

⁷⁷ WHO. (2005). 'Communicable disease control in emergencies: A field manual' <https://iris.who.int/server/api/core/bitstreams/a724030b-5825-4b5e-8577-b94ffa807f2d/content>（アクセス日2025年10月7日）

- ・ 栄養不良
- ・ 非感染性疾患
- ・ 紛争の影響による精神的、心的外傷（トラウマ）
- ・ 基本的なインフラ・サービスの不足（水・衛生）
- ・ 保健サービス体制の崩壊
- ・ 医療サービスへのアクセスの悪さ
- ・ 保健サービスや医薬品のサプライチェーンの断絶
- ・ 医療機関やドナーの調整の困難⁷⁸

(2) 紛争影響・脆弱国の保健分野の取り組みと留意点

紛争後の保健分野の課題に対する国連機関の取り組みの事例を述べる。

世界保健機関（WHO）「リカバリーツールキット：保健サービスのレジリエンス実現を支援（2015年）⁷⁹」

WHO は、紛争や災害など、公衆衛生上の緊急事態が発生した国の保健サービスの再構築を支援するため、ツールキットを開発している。本ツールキットでは、基本的な保健サービスの再活性化と強化に焦点をあてており、以下のカテゴリー別に参考資料を整理している。

- ・ 予防接種・ワクチン接種：定期的予防接種の強化、安全な予防接種・ワクチン接種のための感染予防・管理や資材の提供、コールドチェーン・その他の物流支援
- ・ 母子保健、児童および青少年の健康：家族計画、妊婦健診、分娩、産後ケア、新生児ケア
- ・ 感染症（特にマラリア）：マラリア、エイズ、結核、下痢症、肺炎、医薬品の保管

また、本ツールキットでは、WHOの保健システムの6つの構成要素⁸⁰である、リーダーシップとガバナンス、サービス提供、保健財政（資金調達）、保健人材、医薬品・ワクチン、医療技術、保健情報システムや、紛争影響・脆弱地域でニーズの高いプライマリ・ケアについても記載されている。さらに、リカバリーツールキットでは、以下の分野に焦点を当てた、開発計画や国家プログラム、政策、運営手順、ガイドライン等の戦略の立て方も提示されている。

- ・ 保健人材：国家保健政策と整合性のある人員配置、給料の確保、医療従事者の健康管理と感染予防・管理、医療人材の配置や資金確保を目的とした人材のデータ整備
- ・ 疾病サーベイランスとモニタリング：エボラウイルス病等の優先疾患の症例の定義・調査、報告体制の整備、能力強化
- ・ 患者の安全・感染予防管理（ケースマネジメントや水・保健衛生（Water, Sanitation, and Hygiene, WASH）を含む）：医療・保健施設における安全な水の確保、（給水・配水・排水）、トイレの確保・管理、コレラ患者等の排せつ物の処理、手指の衛生の徹底（清潔な水と石けん、手指消毒）、医療廃棄物の適切な分別・収集・処分、電力の確保、地域の水・衛生、地域の水・衛生委員会との連携

⁷⁸ 本項における「ドナー」とは、血液や臓器を他人に提供する人のことではなく、お金や物資などの価値あるものを他者や他の団体に提供する組織のことを指している。

⁷⁹ WHO. *Recovery toolkit: supporting countries to achieve health service resilience*. https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/205944/WHO_HIS_SDS_2016.2_eng.pdf?sequence=1（アクセス日 2025年8月25日）

⁸⁰ 「ヘルスシステム・ビルディング・ブロック」とは、WHO（世界保健機関）が保健システムを分析するために用いる枠組みであり、保健システムを以下の6つに整理している。（リーダーシップとガバナンス、サービス提供、保健財政（資金調達）、保健人材、医薬品、ワクチン、医療技術、保健情報システム）

- ・メンタルヘルス：心理的応急処置（表6-19参照）の体制整備、特定の精神障害・物質乱用・神経疾患の評価と臨床管理、重度の精神障害者の保護、地域での心理社会支援・一般医療・専門的ケアの紹介
- ・市民社会・地域社会の参加：地域保健分野の適切なリーダーシップの促進、公衆衛生分野の専門家による保健システムの戦略設計・実施支援、保健医療の管理部門・技術部門・事務部門の人材の能力強化、参加型のデータ収集・分析・戦略設計・実施・評価
- ・緊急・必須外科的治療：安全な外科的治療のための設備・物資の整備、人材の確保と訓練、標準手順書の整備
- ・外傷・救急医療：急性期患者の対応のための通報体制、専門研修、搬送サービスの整備
- ・輸血の安全性：血液・血液製剤の安全な供給・使用に関する国家保健政策の整備支援
- ・NCDs：NCDs 介入の一次医療サービスへの統合、必須医薬品・技術に関する指針の提供、WHOの調査結果を活用した有病率・ニーズの把握のための支援

下表では、リカバリーツールキットで参照している資料やその他の WHO の資料を基に、緊急事態下における医療・保健分野の取り組み、ジェンダー・交差性の視点に立った留意点や工夫に関する情報を分野別に整理する。

表 6-19：WHO の緊急事態下における医療・保健の取り組みに関する情報

分野	背景・取組方針、ジェンダー・交差性に関連する記述
予防接種・ワクチン接種 ⁸¹	<p>【背景・取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態下では、プライマリーヘルスケアサービスが中断され、予防接種率の低下や、ワクチンで防げる病気の罹患率・死亡率の上昇につながる。 ・緊急事態下において、特に子どもや女性は、ワクチンで防げる病気を含む感染症の流行に対してより脆弱となる。これは、栄養失調の併発、混雑した生活環境、不十分な下水処理・衛生環境によって悪化する。そのため、ワクチン接種は、保健衛生上の最優先事項のひとつである。 <p>【ジェンダー・交差性に関連する記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的、文化的、アクセス上の障壁を考慮し、現実的な予防接種の計画を策定する。 ・宗教指導者や地域社会の指導者など、影響力のある人物に計画・実施へ関与してもらい、リスク、不安、緊急事態の状況を評価し、予防接種の障害や地域社会の優先事項を特定する。 ・現地の医療従事者と協働し、宗教指導者や地域社会の指導者たちとの人脈を活かし、現地における予防接種・ワクチン接種の重要性に関する住民の理解促進や実施に役立てる。
保護 ⁸²	<p>【背景・取組方針／ジェンダー・交差性に関する記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GBVは、脆弱性・リスクが高く、家族やコミュニティによる保護が崩壊している人道危機下で悪化する可能性がある。GBVは男性にも影響を及ぼし得るが、女性と女兒が大きな影響を受けることが多い。性労働者、青少年、障害者、ストリートチルドレンは、特に脆弱である。 ・保健サービスは、多くの場合、GBVの被害者にとって最初の、時には唯一の接点となる。サバイバーにとって、医療施設への安全なアクセス（偏見を持たないスタッフ、秘密厳守、無償のサービス、施設に安全に移動できること等）を確保する必要がある。 ・緊急医療チームが現場に到着した際は、以下の対応が求められる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 助産師、女性団体、家族、宗教指導者など、既存のコミュニティによる支援を被害者が利用できるようにする。 ➢ 地域の医療施設の位置、安全性、利用しやすさを把握する。（安全な場所にあるか、警備員はいるか。個室・プライバシーへの配慮はあるか。） ➢ 対象の国・地域の制度・状況を確認する。（性行為の法定同意年齢（男女）、緊急避妊および（レイプによる妊娠を含む）妊娠中絶の法的地位、女性が自分で同意することの可否、GBV 事例の報告や文書化に関する法的要件、保護施設からの退所後に安全に過ごせる場所の有無） ・緊急事態下において、子どもたちは様々なリスクに脅かされる。その中には、死傷、家族との死別・離別、武装勢力や集団への勧誘、性的虐待の被害、経済的搾取の被害、障害を負うリスク、

⁸¹ WHO. (2017). Vaccination in Humanitarian Emergencies. <https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/258719/WHO-IVB-17.13-eng.pdf?sequence=1> (アクセス日 2025 年 10 月 7 日)

⁸² WHO. (2021). Minimum technical standards and recommendations for reproductive, maternal, newborn and child health care. <https://iris.who.int/handle/10665/363874> (アクセス日 2025 年 10 月 7 日)

	<p>人身売買されるリスク等があり、複数のリスクを同時に抱えることもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の被害者を発見し、危険の阻止と、保護・治療、適切な施設への紹介や搬送といった対応が求められる。 ・そのために緊急医療チームが行う準備として、次のことが挙げられている。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童虐待の発見と子どもの保護に関する追加的な研修を提供する。 ➤ 現地または国際的な児童保護機関を通じて、児童虐待の被害者が利用できるコミュニティ支援の有無を確認する。 ➤ 児童虐待の被害者が、安全で、成人の被害者（児童の法的後見人や保護者を除く）から隔離できる環境を整備する。 ➤ 対象国の児童虐待の被害の状況や取り組み体制に係る情報を整理する。 ➤ 子どもの権利条約に関する研修を行う。 ➤ 緊急医療チームの敷地外に、被害者を受け入れることができる安全な家を確保する。
感染症 ⁸³	<p>【背景・取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症は、緊急事態における罹患や死亡の主な原因である。特に複雑な状況においては、医療サービスや疾病対策プログラムの崩壊、医療へのアクセスの困難さ、栄養不良、物資や物流の断絶、医療機関等の組織間の連携の不十分さなどの要因が重なることがある。 ・緊急事態における罹患率と死亡率を高める疾患は、下痢性疾患、急性呼吸器感染症、はしかであり、流行地域においてはマラリアやデング熱も主要な要因となる。 <p>【ジェンダー・交差性に関する記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関しては、妊娠中および授乳中の女性、女性が世帯主である世帯の構成員、身寄りのない子ども、身体障害者、傷病者、高齢者などがハイリスク集団とされる。資源が不十分な場合は、疾病ごとのハイリスク集団を確認して、予防接種、治療、栄養補給などの対応を行う。 ・感染症の予防とコントロールには、健康教育と地域社会の参加が不可欠である。具体的には、病気に関する知識を向上させ、健康的な行動を促進し、経口補水療法の実践、媒介蚊の駆除、衛生習慣の改善や、衛生管理の強化などが有益である。 ・緊急事態における効果的なコミュニティ参加のためには、避難民と受入民の社会構造、脆弱な集団の特徴、公式・非公式の住民組織等を理解することが必要である。 ・地域社会の関心や優先事項を特定し、データ収集に地域住民を活用し、調査、保健教育、衛生対策などの活動に地域住民を参加させることが必要である。 ・住民、受入コミュニティ、政府、対応機関の間の効果的なコミュニケーションが不可欠である。
NCDs ⁸⁴	<p>【背景・取組方針】 ※当情報は紛争中だけでなく、紛争後の状況も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争影響国の中には、所得や平均寿命が高く、NCDs の負担の割合が大きい国も存在する。これらの国々では（平時には）多くの NCDs の患者が長期的な治療を受けることができるが、紛争中・紛争後は医療施設の損壊や医療サービスの停止、医薬品の断絶等により、脆弱な立場に置かれる。 ・最も懸念されるのは、暴力やトラウマ的な出来事、強制移住、困窮、不確実性、孤立といった状況にさらされることによって生じるメンタルヘルスに関するものである。 ・また、紛争後の環境が他の非感染性疾患のリスクを高める。例えば、深刻な心理的苦痛は、危険な飲酒や喫煙の増加を招く可能性がある。また、紛争後の国々は一般的に急速な都市化が進み、飲酒と喫煙の増加、過体重や肥満の増加、人々の身体活動の低下につながることもある。 ・タバコ、アルコール、食品関連の企業は、紛争後の弱体化した貿易システムを利用し、不健康な商品の普及を図る攻撃的なマーケティングを行うこともある。 ・このような負の連鎖を防ぐためには、効果的な政策の実施が不可欠であるが、紛争後の国ではそれが難しいことも多い。加えて、紛争後の多くの国々では、NCDs のケアの大部分が民間によって提供されており、高額な費用が貧困層を排除することにもつながっている。 ・一方で、紛争後の時期は人々の健康ニーズに対応するための根本的な改革を行う好機となり得る。既存の人道的ガイドラインでは、一部の NCDs に対する医療サービスの最低基準を示している。（すべての NCDs を網羅しているわけではない。）それらを参照の上、さらに実質的な支援として、社会的・環境的要因への対応や、予防に関する法律や政策を制定・施行の支援が求められる。 <p>【ジェンダー・交差性に関連する記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
心理的 応急処	<p>【背景・取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦争、自然災害、事故、火事、暴力（たとえば性暴力）などにより、誰もが何らかの影響を受ける。多くの人々は圧倒され、混乱し、何が起きているのか分からなくなる。恐怖や不安を強く感じ

⁸³ WHO. (2005). *Communicable disease control in emergencies*. <https://iris.who.int/server/api/core/bitstreams/a724030b-5825-4b5e-8577-b94ffa807f2d/content> (アクセス日 2025 年 9 月 29 日)

⁸⁴ WHO. (2012). *Noncommunicable diseases and post-conflict countries*.

<https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/2711030/PMC3260582.pdf?sequence=1&isAllowed=y> (アクセス日 2025 年 8 月 31 日)

置 ⁸⁵	<p>ることもある。あるいは無感覚、無関心になることもある。軽い反応を示す人もいれば、より深刻な反応を示す人もいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのように反応するかは、多くの要因に左右される（経験した出来事の性質と重大性、過去の苦痛な経験、その人が生活の中で他人から受けている支援、身体的健康状態、精神的健康課題についての個人および家族の状況、文化的・伝統的背景、年齢） ・Sphere（2011）、IASC（2007）によると、心理的応急処置とは、苦しんでいる人、支援を必要としている人に対して、人道的・支援的な対応をすることである。 ・心理的応急処置には次のことを含む。 <ul style="list-style-type: none"> ・実践的なケアとサポートの提供（押し付けがましくならないようにする） ・ニーズと配慮事項の評価 ・基本的なニーズ（例えば、食べ物や水、情報など）に関する支援 ・人の話に耳を傾けるが、話すことを強要しない ・人々を慰め、気持ちを落ち着かせる ・情報、サービス、社会的支援につながるように支援する ・さらなる危害から人々を守る <p>【ジェンダー・交差性に関する記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命にかかわる重傷で緊急医療が必要な人、自分自身を傷つける可能性のある人、気が動転して自分自身や子どもの世話ができない人、他人を傷つける可能性のある人は、より迅速で高度な心理的応急処置を必要とする。その他、疾病がある人、精神的・身体的な障害者、妊婦、高齢者、差別を受けるリスクがある人（女性や特定の民族）は特別な支援を必要とする可能性がある。 ・心理的応急処置は、プライバシーを守りながら話ができる場所で行うように心がけるべきである。特に、性暴力の被害者などと話す場合は、秘密保持と尊厳の確保のために、プライバシーの確保が重要である。 ・危機的な状況において、その人の精神的、宗教的な信念は、痛みや苦しみを乗り越え、日常に意味を与え、希望を感じさせる上で、重要な意味を持つことがある。そのため、その人の精神的・宗教的背景を尊重し、敬意を持って耳を傾けることが求められる。
-----------------	---

UNICEF「紛争に配慮したアプローチおよび平和構築プログラムガイド」⁸⁶（2016年）

UNICEF は、紛争などの人道危機の際、保健医療分野に関わる取り組みとして、水・衛生施設等の基礎サービスの再建、予防接種や医薬品の提供し、子どもの保護のための適切な行動をとるよう政府や交戦当事者に要請する。また、精神的な外傷を負った子どものための特別援助計画や、取り残された子どもの両親や近親者との再会の支援を行っている⁸⁷。UNICEF は、職員が紛争に配慮したアプローチおよび平和構築を理解・運用するための指針を用意している。

紛争に配慮したアプローチ（Do No Harm アプローチ）：

- ・ 紛争の背景を理解する
- ・ 介入と紛争文脈との相互作用を慎重に検討する
- ・ 負の影響を避け、正の影響を最大化するよう対応する
- ・ 紛争状況の変化に応じてプログラムを調整する

平和構築（Do More Good アプローチ）：

- ・ 紛争再発のリスクを低減するため、紛争の原因と影響の双方に取り組む
- ・ あらゆるレベルでの紛争管理能力を強化する
- ・ 持続的な平和と開発の基盤を築く

UNICEF は、子どもが性別にかかわらず公平な成果を得られるようにすることを自らの役割と位置づけ、短期的な成果にとどまらず、将来的なジェンダー役割や権力関係の再定義を通じて長

⁸⁵ WHO. (2011). *Psychological first aid: Guide for field workers*, <https://iris.who.int/server/api/core/bitstreams/e7e129fb-b306-496d-84a5-67bb70abc130/content>（アクセス日：2025年10月7日）

⁸⁶ UNICEF. (2016). *Programming-Guide-Conflict-Sensitivity-and-Peacebuilding*. <https://alliancecpa.org/sites/default/files/technical/attachments/Programming-Guide-Conflict-Sensitivity-and-Peacebuilding.pdf>（アクセス日：2025年10月7日）

⁸⁷ United Nations Information Centre, Tokyo. *人道支援と保護*. https://www.unic.or.jp/activities/humanitarian_aid/humanitarian_support/（アクセス日：2025年10月8日）

期的な成果につなげることを目指している。また、平和構築に向けたあらゆる活動がジェンダーによって異なる影響をもたらすことや、不平等なジェンダー関係や差別的規範が暴力の文化を助長する要因となることを指摘し、ジェンダーにおける公正な権利の保障や権力関係の是正を活動の中心に据えることが持続的な平和に不可欠であるとしている。保健分野においては、健康・栄養・HIV/AIDS サービスと紛争状況との複雑な関係として、サービスが特定のグループを排除または周縁化する形で提供されると、むしろ脆弱性を悪化させる可能性があることが示唆されている。

一方で、こうしたサービスは平和構築に大きく貢献しうる。UNICEF は、自身のプログラムの副次的目的として平和構築を統合できる、としている。公平なサービス提供は国家の正統性と安定性に不可欠であり、紛争後の復興に重要である。また、これらのサービスは、地域社会の結束、信頼、連帯を高める可能性があり、効果的に計画・実施されれば、共通の目標に対する合意を促し、長期的な保健・栄養・HIV/AIDS 対策の改善につながる。

ジェンダーと社会的統合に関連する保健関係の取り組みの例として、以下を挙げている。

- ・ GBV 対応とジェンダー関連の危険な社会的規範の変容のメカニズムの構築
- ・ ジェンダー役割やパワーバランスに関する望ましくない社会規範の変容を目指す、乳幼児のケアのための地域のネットワークと保護者向けの施設の整備
- ・ ジェンダーバランスを考慮し、かつ安全な、若者のための保健施設の整備、及び保健サービス、平和構築、職業教育の提供
- ・ 異なる民族の女性や母親が支え合う、乳幼児に優しい交流の場の提供

UNHCR

UNHCR は、難民の主要な保健ニーズは、出身国での医療体制、避難の期間・状況、受け入れ国での医療アクセス状況など、複数の要因によって異なると指摘している。UNHCR は以下の 6 つの主要な公衆衛生分野⁸⁸で活動している。

- ・ 医療アクセス：難民の保健サービスへのアクセス支援、保健制度への包摂のためのアドボカシー、薬品供給・資金提供による初期・二次医療の提供
- ・ メンタルヘルスと心理社会的支援（MHPSS）：メンタルヘルス・神経疾患を持つ難民への薬の提供と人材育成
- ・ 性と生殖に関する健康・HIV：母子保健、家族計画、性暴力被害者の支援、HIV 管理に関する研修
- ・ 栄養と食料安全保障：栄養状況の評価、栄養改善策の設計、現金・食料支援の提供
- ・ 水・衛生・衛生（WASH）：安全な飲料水の供給施設建設、衛生施設の整備、石けん・生理用品などの提供
- ・ 戦略的保健情報：難民の保健・栄養・WASH データの収集・分析、パートナーや政府との共有・政策提言

UNHCR の 2019 年の 20 か国におけるデータによると、難民の罹患率の主な原因は、マラリア（17%）、上気道感染症（18%）、および下気道感染症（6%）である。5 歳未満の子どもにおいては、主な原因は新生児死亡（31%）、マラリア（8.3%）、および下気道感染症（5.6%）である。下表では、UNHCR の緊急状態における保健の取り組みに関する情報を記載する。

⁸⁸ UNHCR. *Public health*. <https://www.unhcr.org/what-we-do/protect-human-rights/public-health> (アクセス日 2025 年 9 月 27 日)

表 6-20：UNHCR の難民に対する保健の取り組みに関する情報

分野	背景・取組方針、ジェンダー・交差性に関連する記述
メンタルヘルスと心理社会的支援 (MHPSS) ⁸⁹	<p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族やコミュニティの支援システムを復活・強化し、被害を受けた個人・家族が前向きな対処できるよう促進する。 ・メンタルヘルスカアを一般的な保健システムと連携・統合する。 ・長期的な精神的苦痛を抱える人々への心理的介入の導入を図る。 ・MHPSS のための多部門の会議を通じて、部門間の調整を促進する。 <p>【ジェンダー・交差性に関連する記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスと心理社会的支援を、保健、コミュニティベースの保護、子どもの保護、GBV、教育、栄養のためのプログラムとシステムに統合する。 ・ジェンダーによって異なるメンタルヘルスの課題がある可能性があるため、(紛争影響地域の労働・家事・ケアにおける男女の役割の変化や、GBV の被害の状況) ジェンダー別に課題を分析し、対応する。 ・GBV のサバイバーが女性の自助グループ等へのアクセスを支援する。
性と生殖の健康 ⁹⁰	<p>【取組方針】</p> <p><u>妊産婦と新生児のケア</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産前、出産中、出産後に熟練したケアを受けることができれば、妊産婦と新生児の死亡のほとんどは防ぐことができる。分娩後出血、子癇(妊娠中の高血圧の合併症)、感染症、安全でない中絶の合併症、産科瘻孔など、生命を脅かす状態に対する治療法は存在する。 ・こうしたニーズに応えるため、UNHCR は、救急車サービス、検査サービス、保健スタッフの給与、インフラの整備に加え、医薬品や機器の供給、資金提供を行う。また、緊急産科医療、新生児ケア、産後ケアに関する熟練した出産介助者(助産師など)の訓練も行っている。 <p><u>避妊と家族計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な避妊と家族計画があれば、難民は望まない妊娠を防ぎ、危険な中絶を避け、妊産婦や新生児の死亡や障害を防ぐことができる。また、コンドームなどの一部のバリア型避妊法は、性感染症のリスクを軽減する。 ・UNHCR はガイダンスを作成し、避妊、家族計画、性と生殖に関する健康について、政府やパートナーの保健スタッフ、地域の保健スタッフ、難民支援スタッフの訓練や避妊具の提供をしている。 <p><u>HIV の予防と管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・難民のニーズに沿った HIV 予防と管理が必要である。難民や避難民の多くは、出身国で HIV に関する情報、診断、治療を受けられなかったり、避難中に治療が中断されたりした可能性がある。難民受入国では、言語や文化の障壁のために HIV 予防サービス、情報、教育に、アクセスできないことも多い。 ・UNHCR は、他のパートナーと協力し、医薬品、コンドーム、検査、カウンセリング、治療を提供することで、難民の HIV 予防、治療、ケアへのアクセスを可能にしている。 ・UNHCR は、受け入れ国における難民の包摂を支援し、難民が利用できるサービスに関する啓発も行う。 <p>【ジェンダー・交差性に関連する記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年、障害者、売春や人身取引の被害に遭う人々、LGBTIQ+の人々などは特に脆弱であるため、さまざまなコミュニティ特有のニーズを検討し、対応する。 ・青少年は、性的虐待、搾取、リプロダクティブ・ヘルスに関連した障害や死亡のリスクが高いため、留意する。
栄養と食料安全保障 ⁹¹	<p>【背景・取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難民や避難民は、栄養不良や栄養不足に特に陥りやすい。故郷を追われ、食料や市場が限られた地域に避難し、仕事や生計を失い、国の支援制度へのアクセスも限られている。 ・質の悪い食事やビタミン・ミネラルの欠乏は、免疫力を低下させ、他の病気にかかる危険性もある。また、小児期の発育の遅れにもつながり、長期的に回復不能なダメージを与える可能性がある。 ・UNHCR は、避難民が栄養失調を予防し、栄養不足を軽減するために、栄養価の高い適切な食料と基本的なサービスを利用できるよう取り組んでいる。

⁸⁹ UNHCR. *Mental Health and Psychosocial Support (MHPSS)*. <https://emergency.unhcr.org/emergency-assistance/health-and-nutrition/mental-health-and-psychosocial-support-mhpss> (アクセス日 2025 年 9 月 27 日)

⁹⁰ UNHCR. *Sexual and reproductive health*. <https://www.unhcr.org/what-we-do/protect-human-rights/public-health/sexual-and-reproductive-health> (アクセス日 2025 年 9 月 27 日)

⁹¹ UNHCR. *Nutrition and food security*. <https://www.unhcr.org/what-we-do/protect-human-rights/public-health/nutrition-and-food-security> (アクセス日 2025 年 9 月 27 日)

	<p>・公衆衛生、水、衛生、衛生（WASH）、教育、シェルター、生活など、さまざまな分野にまたがる総合的なアプローチを採用し、喫緊の課題と、背景にある課題の両方に対処する栄養プログラムを行っている。</p> <p>【ジェンダー・交差性に関する記述】</p> <p>・子どもや妊娠中の女性、慢性疾患を抱える人々は、最も弱い立場に置かれることが多い。</p>
水・保健衛生 (WASH) ⁹²	<p>【取組方針】</p> <p><u>UNHCR の、緊急事態における WASH の介入における重点項目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・命を救い、保護、安全、尊厳、平和的共存に貢献する。 ・疾病の伝染と発生を防ぐことにより、死亡率と罹患率を減らす。 ・人権としての WASH サービスへの即時アクセスを提供する。（利用可能性、質、受容性、アクセスしやすさ、手頃な価格という基準に基づいて、あらゆる環境において難民・避難民にサービスを拡大すること。） <p><u>UNHCR の WASH の基本方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティレベルの介入を通じて生命を救うことに焦点を置き、その後、世帯が所有・共有するインフラへの早期の移行を目指す。そうすることで、オーナーシップ・プライバシー保護・受容性・総合的な効果につなげる。 ・UNHCR や国家の最低基準に満たないホストコミュニティについては、ホストコミュニティへの WASH の支援を検討する。 ・既存のサービスや施設と異なるものを設置するのではなく、既存のサービスや施設の強化を目指す。もしそれらが不十分な場合は、強制避難民やホストコミュニティを包摂する WASH 施設とサービス提供体制を整備する。 ・水・衛生・固形廃棄物に関する利用者委員会の設立を促進する。委員会は、強制避難民・ホストコミュニティの住民の双方が混ざり、年齢・ジェンダー等の包摂性に留意して構成されるようにする。委員会に対し、訓練や資材の提供、定期的な確認を行い、平和的な共存・オーナーシップ・持続性の促進につなげる。 <p>【ジェンダー・交差性に関する記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズアセスメント、対応策の設計、支援の提供の際、コミュニティベースの年齢・性別・多様性に配慮したアプローチを優先する。少女、子ども、女性は、水場まで長い距離を歩いたり、夜間照明のないトイレや洗面所にアクセスしたりする際、GBV のリスクにさらされる。 ・強制避難民とホストコミュニティが、良質で十分な水と衛生設備を安全に利用できない場合、公衆衛生と栄養のリスク（水に関連する病気や栄養失調のリスク、安全でない焼却廃棄物など）にさらされる。例えば、信頼できない水源や業者から水を調達することは、健康や衛生に影響を及ぼす可能性があり、野外排泄に頼ることは、人々を GBV のリスクにさらすことになる）。

以下の表は、他の開発パートナーによる紛争影響・脆弱国の保健分野における取り組みに関する参考文献である。

表 6-21：紛争影響・脆弱国の保健分野の取り組みに関する参考文献

Global Health Workforce Alliance、UNHCR、UNICEF、WHO、国際赤十字・赤新月社連盟	
「共同声明：緊急事態における地域保健人材の拡充について」（2011年）	この声明は、あらゆる緊急リスク管理における地域保健人材の重要な役割に注目を集め、地域保健人材の拡充を促進するために作成された。また、各国およびパートナーが地域保健人材を支援する方法として、保健人材の能力強化、資源動員、啓発活動についても述べている。
WHO	
「サービスの利用可能性および準備状況評価（SARA）」（2015年）	本資料は、保健サービスの利用可能性と準備状況を評価するための手法を提供している。
人道的緊急事態におけるマラリア対策：組織間現地ハンドブック」（2005年）	本ハンドブックは、政策立案者、計画者、現地コーディネーターに対し、人工的および自然災害の両方においてマラリアの罹患率および死亡率を減少させるための対策の設計・実施に関する助言を提供している。
「緊急事態における感染症対策：現地マニュアル」（2005年）	本ガイドラインは、心理的応急処置の実施における考慮事項および方法を解説している。人道支援者、教師、ボランティアが、最も支援的な言葉かけの方法、新たな状況での自己防護の仕方、行動によって害を及ぼさないための注意点を理解するための助けとなる。
「心理的応急処置：フィールドワーカー向けガイド」（2011年）	本ガイドラインは、心理的応急処置の実施における考慮事項および方法を解説している。人道支援者、教師、ボランティアが、最も支援的な言

⁹²UNHCR. WASH in Emergencies. <https://emergency.unhcr.org/emergency-assistance/water-sanitation-and-hygiene/wash-emergencies> (アクセス日 2025 年 9 月 27 日)

	葉かけの方法、新たな状況での自己防護の仕方、行動によって害を及ぼさないための注意点を理解するための助けとなる。
UNICEF	
「人道的・脆弱環境における新生児健康政策、戦略および行動計画の実施に関するケーススタディ」(2023年)	本報告書は、アフガニスタン、コロンビア、コンゴ民主共和国(DRC)、イラク、ソマリア、南スーダン、イエメンの事例を収集し、多様な人道的環境における新生児の健康状況、障壁および機会についてまとめている。

6.7.2 JICA 事業への教訓：紛争影響・脆弱国の保健医療分野におけるジェンダー視点の取り組み

他開発パートナーの取り組みを踏まえ、JICA の技術協力プロジェクトで、紛争影響・脆弱国で保健分野の支援を行う際の、ジェンダーの視点に立った留意点を述べる。JICA の技術プロジェクトでは、治安面のリスクから、緊急対応期の人道支援として保健分野の取り組みを行うことは多くないと思われるため、紛争後の移行期・安定化期における開発協力の枠組みでの保健の取り組みについて記載する。

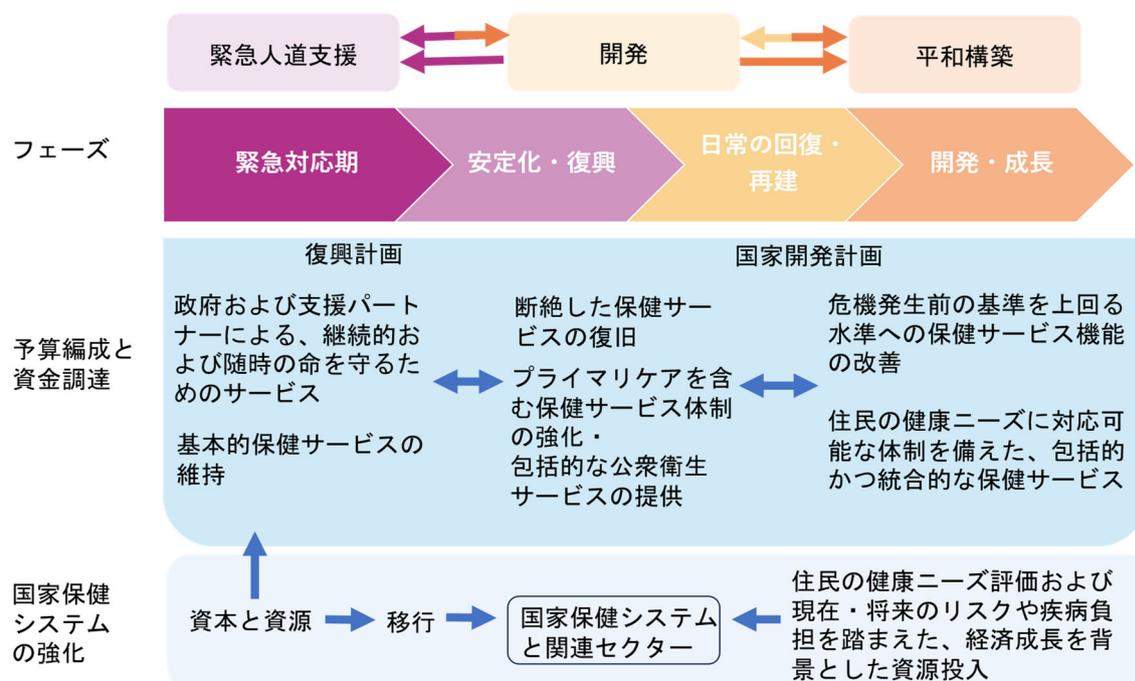


図 6-5：人道・開発・平和構築の接続における保健分野の支援に係る統合的なサービス提供の関係を示した図

出典：WHO. (2024). *Framework for health in humanitarian-development-peace nexus in Africa* を基に調査団和訳

まず、対象の国・地域の保健医療のニーズや、それに対応する制度、保健・医療サービスの状況を確認する。その際には、性別・年代・社会階層・民族・難民・避難民など、ジェンダーや交差性の視点に留意してアクセスの状況を分析する。対象地域で保健医療サービスにアクセスしにくい人（精神的／身体的障害者・妊婦・高齢者・子ども・女性・特定の民族）を確認した後、包摂する方法を検討する。また、紛争影響国特有の課題として、水・衛生、保健施設などのインフラやサービスの断絶、CRSV や心理的外傷、周りの人のケアや支援を行う人が抱えるリスク（精神的・身体的ストレス）を分析することも重要となる。紛争影響国では、医療サービスの人的・物的資源に限られることも多く、課題が山積しているため、緊急的な課題・中長期的に対応する課題などを整理して、他の機関と適切に役割分担をする。他開発パートナー、保健医療従事者や保健医療施設、コミュニティリーダー、宗教指導者、保健ボランティアなど、地域で利用可能な

リソースを確認し、適切な連携体制を整えることが求められる。特に、地域の住民や指導者にプロジェクトの立ち上げから関与してもらい、地域に合った取り組みの内容や対象、アウトリーチの方法を検討することで、保健医療に対する地域コミュニティのオーナーシップの醸成を図り、地域で保健医療サービスが持続的・効果的に実施されるように促進する⁹³ことが検討できる。同時に、保健医療サービスを含む社会的包摂に留意し、保健医療サービスの公平性を確保することで、不安定要因の軽減や社会の結束の促進を図る。

心理的応急処置やGBVについては、心理社会支援担当やGBVの専門家を配置することが望ましい。また、心理社会支援担当やGBVの専門家だけでなく、活動に関わる全員が基本的な知識や応急処置を身につけ、専門機関へのリファラルの体制を構築することが求められる。そのために、UNHCRが準備しているように、専門性がない人でも実施しやすいガイドラインを整備することも考えられる。一方で、心理社会支援やGBV対応はデリケートな対応でもあるため、専門性がない人は被害者対応で専門性が求められる部分については安易に立ち入らないようにし、専門家の配置がない場合は、専門性がある他の団体と連携することも必要となる。

以下の通り、段階別にジェンダーの視点に立った保健分野の取り組みを提案する。

表 6-22：ジェンダーの視点に立った保健サービス提供のための取り組みの案

段階	ジェンダーの視点に立った取り組み
案件形成段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・ジェンダー分析の視点に立った調査項目の案： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健医療・ジェンダー関連の政策・計画 ➢ 母子保健・GBVに関する法令 ➢ 政府や実施機関の組織体制（既存の保健医療・CRSVの予防・保護の組織体制、ジェンダー別の医療従事者の人数・能力等） ➢ ジェンダー関連機関・保健医療機関や他の開発パートナーとの役割分担・連携 ➢ 紛争や避難・国内避難民、女性、少女、障害者、少数民族など、保健サービスを受けにくい人々やそのニーズ ➢ 紛争や災害の影響により、過剰な保健・医療・ケアを担う人々のニーズ ➢ CRSVやGBVの発生状況の確認 ➢ 女性の家計や医療行為を受ける意思決定権、SRHRへの意思決定権 ➢ 住民・難民・避難民の都市開発計画、難民キャンプの計画や移転計画の有無 ➢ 医療情報システムの状況 ・ 社会・ジェンダー分析の視点に立った調査方法の案： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域のジェンダー専門家・人道支援機関・避難民・帰還民コミュニティへのジェンダー・社会課題の聞き取り ➢ 治安のリスクやプライバシーに配慮した聞き取り ・ 社会・ジェンダー分析の調査結果に基づく、活動・計画の策定、指標の設定
案件実施段階における取組・活動の案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標・指標の設定： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 紛争影響下で特に保健医療サービスへのアクセスが困難な人々のニーズへの対応に係る指標の検討 ・ 活動の計画： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健医療サービスへのアクセスが困難な人々のニーズの確認と包摂の検討 ➢ 地域住民や指導者（、他開発パートナー）と連携した計画の策定 ➢ GBV対応のフロー図の作成（GBVの予防・対応を成果としない案件では、地域のGBVに取り組む拠点の連絡先を控え、紹介できるようにする） ・ 活動の実施： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健医療従事者や地域ボランティアの研修：ジェンダー別の保健ニーズと対応方法、紛争影響国特有のリスク（移動制限、治安悪化、武装勢力からの脅迫など）を踏まえた安全やプライバシーの確保、ジェンダー別のモニタリング・評価、GBV予防・対応（GBV専門家、専門外の役割分担と連携の整理）

⁹³ WHO. How community engagement prevents and protects health care from attacks in north-east Nigeria. <https://www.who.int/news-room/feature-stories/detail/how-community-engagement-prevents-and-protects-health-care-from-attacks-in-north-east-nigeria>（アクセス日 2025年8月1日）

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保健医療従事者や地域ボランティアの人材育成の仕組みの整備 ➤ GBV, CRSV 対応（証拠保全、法的保護、心理社会的支援）に関する初動対応の整理 ➤ 保健医療施設における安全やプライバシーの確保、警備 ➤ ジェンダー別のニーズを踏まえた健康教育や保健医療サービスの実施 ➤ 保健医療施設における女性専用スペースや児童専用スペースの設置 ➤ 保健医療施設の利用者アンケート：紛争や避難経験に基づくニーズ・制約を把握する設問の追加（移動制限、暴力の被害経験、兵士の経験、心理的負担など）、ジェンダー別、年齢別のアンケート結果の分析 ➤ ジェンダー視点を踏まえたフィードバックの活動への反映
モニタリング・評価における有効な指標・取組の案	<ul style="list-style-type: none"> ・性別・年齢・社会的属性（紛争や移住歴、民族等）ごとにデータを収集・分析・モニタリングする。 ・モニタリング・評価の項目の例： <ul style="list-style-type: none"> ➤ 保健施設の施設数・稼働率、利用者の数、罹患者の数、医療従事者の数／人口比、医薬品・必須物資の供給の状況 ➤ 医療サービスへのアクセスの状況（移動時間・移動手段・距離・経済的障壁・ジェンダーや難民、少数民族、障害者などの社会的障壁） ➤ 紛争影響下で特に保健サービスへのアクセスが困難な人々のニーズへの対応状況 ➤ CRSV・GBV の被害の件数、司法・保護サービスの対応状況
案件終了後に向けた実施体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・男女のヘルスワーカーの育成、安全な活動環境の確保 ・紛争影響下でも継続可能な、ジェンダーの視点に立った保健・医療従事者の育成を行うための体制整備 ・紛争・人道状況を踏まえた、ジェンダーの視点に立った保健政策・制度の策定 ・CRSV・GBV の対応施設との連携強化

6.8 紛争影響・脆弱国における教育分野の取り組み

教育分野におけるジェンダー主流化の取り組みについては、第5章に詳細に記載されているため、そちらを参照されたい。

6.8.1 国際潮流：紛争影響・脆弱国の教育分野におけるジェンダー視点の取り組み

(1) 紛争影響・脆弱国の教育分野の課題

紛争時の教育分野における課題として、学生や教職員が通学中や学校内で負傷、死亡、GBVのリスクにさらされること、教育へのアクセスの減少、学校施設が兵士の動員や兵士のための施設として利用されることなどが挙げられる⁹⁴。さらに、紛争後も、一度学校を離れた学生が復学することは困難となることも多い⁹⁵。

UNICEF⁹⁶や世界銀行⁹⁷は、子どもや若者が将来地域や国を築くために教育が不可欠であることから、紛争時における子どもの教育の保護の重要性を強調している。また、教育は自らの生計を立てる能力の育成、他者の理解、地域課題の解決に寄与し、教育の提供が平和構築にもつながることが指摘されている⁹⁸。

(2) 紛争影響・脆弱国の教育分野の取り組みと留意点

⁹⁴ Paola Perezniето, Arran Magee, Nora Fyles. (2017). 'Mitigating threats to girls' education in conflict-affected contexts: current practice', United Nations Girls' Education Initiative (UNGEI) (アクセス日 2025 年 8 月 31 日)

⁹⁵ Global Partnership for Education. *Education in crisis situations*. <https://www.unicef.org/media/96576/file/Programming-Guide-Conflict-Sensitivity-and-Peacebuilding.pdf> (アクセス日 2025 年 8 月 31 日)

⁹⁶ UNICEF. *Education in emergencies*. <https://www.unicef.org/education/emergencies> (アクセス日 2025 年 8 月 31 日)

⁹⁷ World Bank Group. *Delivering Education in the Midst of Fragility, Conflict, and Violence* <https://www.worldbank.org/en/topic/education/brief/education-in-fragile-conflict-violence-contexts> (アクセス日 2025 年 8 月 31 日)

⁹⁸ Inter-agency Network for Education in Emergencies (INEE). *Education for peacebuilding*. <https://inee.org/collections/education-peacebuilding> (アクセス日 2025 年 8 月 31 日)

紛争影響地域における教育分野の取り組みについて、以下の戦略及びガイドラインが策定されている。

Global Coalition to Protect Education from Attack (GCPEA)

GCPEAは、市民社会組織、国連機関およびその他のパートナーからなる連合体であり、教育への攻撃を終わらせることを目的としている。紛争当事者に対し、学校や大学を軍事目的で利用することを控えるよう求めている。軍事利用の一部は武力紛争法に違反しない場合もあるが、すべての当事者に対し学生の安全と教育を最優先することを促している。以下が本連合体の主な戦略である。

- ・ 監視と報告の強化：教育への攻撃に対して迅速かつ正確な監視と報告を行うことは、攻撃への対応、加害者の責任追及、さらなる攻撃の防止に不可欠である。
- ・ 教育機関の軍事利用の制限：武装勢力や軍隊による学校や大学の軍事利用は、短期的・長期的に教育を妨げる恐れがある。
- ・ 女性および女児の攻撃からの保護：女性および女児は教育への攻撃に際して異なる被害や影響を受ける。女子生徒や教員は軍隊による強制結婚や性的暴行に苦しむことが多く、女子生徒の中退率は男子生徒より高い。GCPEAは女性と女児に対する影響を調査し、彼女たちを攻撃からよりよく守るための指針を示している。
- ・ 現地対応の促進：政策やプログラムは、市民の生命およびすべての人の教育を守り、学校施設への被害を抑え、攻撃時に教育の継続性を確保し、将来の攻撃を防止することを目指す。

特に、女性及び女児の保護については、下記の文書により、各国、市民社会、国際団体に以下を推奨している。

GCPEA「教育への攻撃および教育機関の軍事利用から女性と女児をより良く保護するために何ができるか⁹⁹」、2018年

- ・ 安全な学校環境の確保：「安全な学校宣言¹⁰⁰」・「武力紛争下で学校や大学の軍事目的試用から守るためのガイドライン¹⁰¹」を実施し、すべての生徒と教育関係者が安全に学び、教えることができるようにする。女子生徒や女性教員が、兵士が学校や大学の周辺にいることによって受ける影響を考慮に入れる。
- ・ 監視と報告の強化：教育施設への攻撃や軍事利用の監視・報告を強化し、被害を受けた生徒や教育スタッフの人数を性別に分けて記録する。武力紛争当事者による性暴力や児童の徴兵も教育への攻撃として捉え、記録に含める。
- ・ 法的対応：GBVも含めた被害者に無償の法的支援を提供する。すべての加害者を起訴し、行政的な訴追・制裁を行う。
- ・ 被害者支援と保護：GBVの被害者を含む被害者に対し、差別なく医療および心理社会的サービス等の支援を提供する。

⁹⁹ GCPEA. (2018). 「教育への攻撃および教育機関の軍事利用から女性と女児をより良く保護するために何ができるか」、https://inee.org/sites/default/files/resources/what_can_be_done_to_better_protect_women_and_girls_2018_ENG.pdf (アクセス日 2025年9月2日)

¹⁰⁰ UN. (2015). 'Safe schools declaration'. https://protectingeducation.org/wp-content/uploads/documents/documents_safe_schools_declaration-final.pdf (アクセス日 2025年9月1日)

¹⁰¹ UN. (2014). 「武装紛争下で学校や大学を軍事目的使用から守るためのガイドライン」, https://protectingeducation.org/wp-content/uploads/documents/documents_guidelines_jp.pdf (アクセス日 2025年9月1日)

- ・ 教育を通じた平和促進：教育において性別に基づく固定観念や障壁を取り除き、生徒に身体的・心理的保護を提供し、教育が紛争の引き金になることや紛争を悪化させることを防ぐ。
- ・ 紛争下の教育の継続：学校や大学のコミュニティと協力してリスク分析、早期警戒システム、包括的な安全計画を策定する。特に女子や女性に対しては、彼女たちが特に標的とされやすい、あるいは男子や男性と異なる影響を受けやすい状況にある場合、特別の保護をする。
- ・ 学習の中断を最小限にすること：安全上の理由から学校や大学を閉鎖しなければならない場合、学習の中断を最小限に抑える。代替的な学習機会を創出する際には、女子や女性の特別なニーズを考慮し、教育の継続を妨げかねない慣習やジェンダー役割を克服する工夫を行う。
- ・ 女性と女子の教育へのアクセスの保障のための政治的支援と国際協調：国際社会として、女性と女子の教育へのアクセスの保障のための具体的行動を求める政治的支援を強化する。紛争状況下で教育を求める女子や女性が直面する課題、またそれらを解決するジェンダーに対応した方法について、意見交換を促進する。

UNICEF「紛争に配慮したアプローチおよび平和構築プログラミングガイド¹⁰²」、2016年

本ガイドラインは、UNICEFの職員やスタッフが、プログラムの計画・実施において紛争に配慮したアプローチと平和構築を理解し、実践するための指針である。紛争に配慮したアプローチと平和構築の一般的な説明は前頁の保健分野に関連した記述を参照されたい。

UNICEFは、以下のとおり、教育は平和の文化を促進できるとしている。

- ・ 教育政策、制度、機関は、すべての子どもおよび若者が包括的かつ透明性のある教育サービスと学習成果の機会にアクセスできるようにする必要がある。
- ・ 教育は、その運営および学習内容・方法・環境の双方において社会的結束を促進しなければならない。
- ・ 教育は、多様な集団間および内部のコミュニティレベルで包括的に関わり、**Relations**を変革し信頼を構築する能力を有する一定の人材を育成できる。
- ・ 教育は、個人のアイデンティティ形成と心的傾向において中心的な役割を果たす。教育は、暴力的紛争の心理社会的影響に対処し、前向きかつ包括的な価値観や規範を身につける力を個人に与えることができる。

ジェンダーと社会的結束のための教育分野の取り組みについても記載されている。

- ・ (非公式・公式の) 教育へのジェンダーに基づく不平等なアクセスの是正を目標とした政策とモニタリングメカニズムを支援する。
- ・ ジェンダーの視点に立ち (**Gender-sensitive**)、かつジェンダー変革的な (**Gender-transformative**) 教育政策を推進する。教育のカリキュラムや教材を見直し、あらゆる差別的な規範を撤廃し、暴力を防ぎ、ジェンダー平等を促進するようにする。教育関係者に対し、ジェンダー平等を促進するための研修を実施する。
- ・ **GBV**や親密なパートナーによる暴力 (**IPV**) の監視と予防を行う。
- ・ 学校の教室・学校生活・学校文化において、望ましいジェンダー役割や参加のあり方を、授業・学校生活・学校文化の中で広めていく。

¹⁰² UNICEF. (2016). *Programming-Guide-Conflict-Sensitivity-and-Peacebuilding*. <https://www.unicef.org/media/96576/file/Programming-Guide-Conflict-Sensitivity-and-Peacebuilding.pdf> (アクセス日 2025 年 8 月 25 日)

下表に、他の開発パートナーのツールや報告書の例を示す。

表 6-23：紛争・脆弱国の教育分野の取り組みに関する文献

Global Coalition to Protect Education from Attack (GCPEA)	
「教育への攻撃に関するデータ収集と分析のためのツールキット」(2023年)	本技術ガイドは、政府、市民社会、緊急教育および児童保護分野の関係者を対象としている。教育への攻撃に関連するデータの収集、分析、報告の方法について指針を提供している。
「武装紛争下で学校や大学を軍事目的使用から守るためのガイドライン」(2014年)	本ガイドラインは、武力紛争の当事者による学校および大学の軍事利用を減少させることを目的とし、学生の安全と教育に対する紛争の悪影響を最小限に抑えることを目指している。
「教育への攻撃および教育機関の軍事利用から女性と女兒をより良く保護するために何ができるか」(2018年)	本資料は、「安全な学校宣言」における各約束事項を実施する際に、各国が考慮すべき勧告のセットである。教育への攻撃や学校の軍事利用など、武力紛争による女性・女兒への悪影響から保護するための方法を解説している。
「教育への攻撃を防ぐための現地プログラムに関する調査」(2011年)	本調査は、保護、予防、啓発、監視の категорияに分けて、武力紛争下で教育を守るための現地でのプログラムを示している。国別の事例も掲載している。
UNICEF	
「青少年キット」	本キットは、10～18歳の男女が定期的に安全な場に集い、楽しみ、困難な経験に対処し、学び、共に活動する方法を示している。心理社会的支援、ライフスキル教育、児童保護、社会的結束および平和構築プログラムのアプローチ方法を記載している。
「青少年による平和構築ツールキット」(2016年)	本ツールキットは、利用者が平和構築プログラムの設計と評価を支援するものである。変革の理論に基づき、平和構築能力を獲得した青少年がレジリエンスを高め、紛争の根底にある課題を認識・変革することを可能にすると想定している。

6.8.2 他開発パートナーの取り組みと JICA 事業への教訓：紛争影響・脆弱国の教育分野におけるジェンダー視点の取り組み

本節では、紛争影響国における教育の取り組みに関する他開発パートナーの優良事例を紹介し、JICA 事業への教訓を検討する。紛争影響国の教育の取り組みとして、①緊急期、紛争後の教育の機会の確保、②紛争に配慮した教育、③平和構築に向けた教育という3つのトピックがあるため、トピック別に記載する。

(1) 緊急期、紛争後の教育機会の確保

a) 他開発パートナーの取り組み

以下に、緊急期、紛争後の教育機会の確保を目指した案件の事例を記載する。各取り組みについて、ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチの視点で、Structure and Systems、Relations、Agency の区分で成果を整理した。

ボックス 6-2：緊急期、紛争後の教育機会の確保－Education Cannot Wait のエチオピアの事例¹⁰³

■背景

エチオピアは世界で3番目に多くの難民を抱え、約80万人の難民・難民申請者が暮らし、その6割は学齢期の子どもである。さらにティグレ地域の紛争やソマリ地域の干ばつにより多数の国内避難民が発生し、教育の質の低さや継続の困難さが深刻な課題となっている。Education Cannot Wait (ECW) は2017～2020年の初期投資で、子どもに質の高い教育や教師を提供し、難民教育を国家システムや政策に統合した。その後2021年にレジリエンスプログラム (MYRP) が開始され、緊急事態に影響を受けた国内避難民の子ども、とりわけ女

¹⁰³ Education cannot wait, ECW in Ethiopia, <https://www.educationcannotwait.org/our-investments/where-we-work/ethiopia> (アクセス日 2025年9月2日)

子や障がい児の教育機会を改善している。加えて、国家・地域レベルの教育制度を支援し、就学前教育や遊びを取り入れた学習を強化することで、質の高い初期教育を提供している。

■就学率の向上に向けた、国家教育政策における難民の包摂、保護者の教育への参加の促進

- ・難民の子どもへの教育が国家システム・政策・戦略・プログラムに組み込まれた。【Structure and Systems】
- ・保護者・教員・生徒の参加のもと、子どもの安全・衛生環境・教材などの就学上の課題を特定し、学校改善計画を策定した。これは、オーナーシップの意識の向上に役立った。【Relations】
- ・上記計画を基に、就学援助金が支給され【Structure and Systems】、女子も含めて就学率が向上。【Agency】

■教師の研修を通じた授業の改善

- ・難民出身の教師（女性も含む）に教え方や授業運営、学習成果評価などの訓練を提供し、教育の質の向上、教師のキャリア支援につながった。女性や難民の教師の養成により、女子や難民出身の子どもが授業を受けやすくなることや、彼らのロールモデルとなる可能性もあると思われる。【Agency/Relations】
- ・教師に対してジェンダーの視点に立った教授法、緊急時の準備、保健・衛生、包摂的な教育、心理社会支援などの研修を行い、能力強化を行った。【Relations】

■安全で保護的な学習環境の提供に向けた、コミュニティの理解度の促進

- ・対象地域の難民学校と受入コミュニティの小学校で住民向けの啓発を実施し、子どもたち、特に女兒の教育に関する問題に対する認識を高め、子どもが安全に教育を受けられるように推進した¹⁰⁴。【Relations】

■学校インフラの建設と復旧を通じた、学校へのアクセスの強化

- ・難民とホストコミュニティの子どもたちの教育へのアクセスを改善するために、初等・中等学校の建設と復旧を支援。【Structure and Systems】

■強制避難民の子どもの就学準備プログラムの提供

- ・強制避難民の子ども 12,318 人（うち 50%が女子）が就学準備プログラムを完了し、公教育を受けられるようになった。子どもが学習を受けることは、将来自分自身の生計を立てることや社会を作っていく意味で Agency の支援にもつながると思われる。【Structure and Systems/Agency】

ボックス 6-3：緊急期、紛争後の教育機会の確保－Education Cannot Wait のコンゴ民主共和国の事例¹⁰⁵

■背景

コンゴ民主共和国では多層的な人道危機により、低就学率や学校内でのジェンダー差別にもつながっている。青少年は虐待・搾取、強制徴兵、児童労働、児童結婚、GBV、食糧不安と貧困などのリスクにさらされている。また、女子の教育は後回しにされることも多い。通学できる場合も、教室内の児童・生徒の過密さや教員不足、教育予算の不足等により、多くの生徒が基本的な読み書きの習得に至らないなど、教育の質の低下の課題がある。

■栄養不良への対応

- ・学校を健康診断や栄養検診、学校給食の提供を通じ、通学の促進に繋げている。【Structure and Systems】
- ・生徒に栄養の知識や食物の栽培方法を教えており、今後の生活において生徒が望ましい食事の知識や実践方法を身につける上で、男女の生徒の Agency の支援に繋がっていると思われる。【Agency】

■GBV の撤廃

- ・学校に GBV の監視、身体的・精神的な健康促進を図る委員会を設置している。【Structure and Systems】
- ・学校の管理職や指導者と協力し、行動規範を作成し、GBV の防止と対応を行う。【Structure and Systems/Relations】
- ・GBV の予防・対応は、女子の就学率や就学継続率の向上にも資すると考えられる。【Agency】

■生徒の学習の改善

¹⁰⁴ Education cannot wait, *Results for children and youth*, <https://www.educationcannotwait.org/annual-report/results-for-children> (アクセス日 2025 年 9 月 2 日)

¹⁰⁵ Education cannot wait, *ECW in Democratic Republic of Congo*, <https://www.educationcannotwait.org/our-investments/where-we-work/democratic-republic-the-congo> (アクセス日 2025 年 9 月 2 日)

・正規・非正規教育のための安全な学習スペースを設置している。図書室の設置や読書プログラムを通じて、読書を推進している。学校、生徒、教師に学習教材やレクリエーション・キット、衛生キットを提供している。【Structure and Systems】

・これらを通じて、女子や障害児を含む生徒が学習しやすい環境を整備することは、就学率や学びの改善を通じて Agency の強化にも有益と考えられる。【Agency】

■ライフスキルとリーダーシップの促進

・中途退学した生徒・不登校の生徒のため、補習、通信教育等を通じた「セカンド・チャンス」の教育機会の提供や、ライフスキルに焦点を当てている。平和構築、子どもの保護、ジェンダーなど、子どもの関心を反映した生徒主導のクラブが設立され、生徒にとって、楽しく、有益な活動が行われている。【Agency】

■コミュニティにおける保護とインクルージョンの提供

・学校運営委員会と保護者委員会に対して、説明責任を高め、学習意欲を向上させるための研修を実施する。

【Relations】

■心理社会支援の提供

・女性ボランティアに対して、心理社会支援・子どもの安全確保・月経に関する研修を実施する。

【Relations】

・これを通じて、女子を含む児童・生徒が安全・安心に、また月経に対応しながら学びを継続できることは、彼らの Agency の支援にもつながると考えられる。【Agency】

b) JICA 事業への教訓

国や地域によって、教育のアクセスの難しさの要因など、課題が異なるので、課題と状況に合った取り組みを計画することが重要となる。以下、ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチの視点別に記載する。

Structure and Systems

教育政策や制度を設計する際に、性別や障害、少数民族、貧困層などの交差性を踏まえて、誰が教育にアクセスしにくいのか、教育にアクセスしにくい理由は何か、正規の教育にアクセスしにくい人はいるか、教員はいるか、中途退学者の課題は大きいのか、等を確認する。JICA の枠組みでは、現在紛争が起こっている国や地域で教育案件を実施することは難しい可能性が高いが、難民受け入れ国で難民の児童・生徒も教育にアクセスするための政策の整備、インフォーマル教育の機会の提供、紛争後の国における中途退学者へのフォローアップ教育の整備は行える可能性がある。また、紛争影響・脆弱国では、移動の制限や治安のリスクがあるため、モバイル教育、遠隔学習、コミュニティベースの教育など、柔軟な教育アクセスの設計や認定も検討できる。

Relations

学校運営委員会や保護者会などを通じ、保護者や地域住民を巻き込んで、教育へのアクセスや質の課題の要因を洗い出し、学校や教育環境の改善に向けた計画づくりを一緒に行うことが検討できる。課題の分析や対応策の検討を一緒に行うことで、地域の紛争の影響やジェンダー課題を含むニーズを踏まえた課題の分析に繋げ、住民がオーナーシップを持って教育の質とアクセスの改善に取り組む機運を高めることができる。また、教師やボランティア、地域住民向けに女子教育の推進や GBV の撤廃に関する啓発を行うことで、女子の就学率向上や肯定的なジェンダー意識の変容につなげることも検討できる。

Agency

児童・生徒の生活改善や自立につながる学習内容・方法の検討や、児童・生徒が楽しいと思う教育の内容・方法の検討などが望まれる。また、GBV の加害やジェンダーに基づく差別を防ぐ

ための教育を行うこと、CRSVやGBVの被害者や紛争の影響を受けた子供や教師への心理的支援を行い、教育への復帰や継続のための取り組みも求められている。

(2) 紛争に配慮した教育

紛争影響・脆弱国において、教育サービスを利用できる人が限られている場合、利用できない社会階層やカテゴリーの人々の不公平感を生み、紛争の原動力となり得る。また、教育サービスの質が低く、教育が雇用や社会生活に結び付かない場合、市民は不満と憤りを持ちうる。また、教育プログラムを実施する場合、紛争への配慮が組み込まれていなければ、教育への投資が緊張を高める危険性がある。人道・開発プログラムを行う際、紛争への影響に配慮することにより、紛争の文脈と力学に対応し、ネガティブな影響を最小限に抑え、ポジティブな影響を最大限に高めることが重要とされている。

a) 他開発パートナーの取り組み

An international network for education in emergencies (INEE)¹⁰⁶では、紛争に配慮した教育を行うため、下記の5つの戦略を基に活動が行われている。

- ・ 紛争に配慮した分析、参加、調整のための戦略
- ・ 紛争に配慮した指導と学習のための戦略
- ・ 教師やその他の教育関係者が紛争に配慮した実践を行うための戦略（例：教師の採用と選考を透明性のある参加型プロセスで実施）
- ・ 紛争に配慮した教育政策のための戦略

b) JICA 事業への教訓

紛争に配慮した教育を行うための教訓について、ジェンダーの視点も含めて記載する。

- ・ 教育を取り巻く環境の調査・分析：地域の社会構造、政治状況、ジェンダー・民族・宗教などの背景を分析し、交差性に留意して教育へのアクセスの状況や、言語や差別、安全の確保など、教育を受ける際の課題を整理する。教育への不平等なアクセスが社会的緊張を高める可能性があるため、女子や障害者、少数民族の教育へのアクセスや安全の確保の状況、さらにそれが社会にどのような影響を与えうるか、分析する。
- ・ 紛争に配慮した教育プログラムの計画と実践：教育プログラム・教材・授業方法が、男女平等・包摂を推進し、対立を煽らず、平和を促進するものとなるようにする。
- ・ 教師や学校関係者へのジェンダー研修の実施：教師や学校関係者に対して、ジェンダーや紛争影響の理解に関する研修を行う。例えば、男女や交差性による異なる教育へのアクセスの状況の理解を促進し、女子が安心して教育を受けられるように警備の強化やジェンダー別のトイレの整備をすること、月経衛生管理の授業や対応を行うこと、GBVの防止と対応を行うことなどが考えられる。
- ・ 教師や学校関係者への紛争に配慮した教育に関する研修の実施：教育のアクセスや内容が社会的緊張や対立を助長する可能性を理解してもらい、授業の内容や教材、発言が特定集団の排除や偏見に繋がらないように注意する。生徒・保護者・地域住民と協働して、校内・通学路・地域コミュニティにおける安全のリスクを分析し、対応を講じる。緊急時の避難計画・連絡網を作成し、児童・生徒、保護者、教師、関係者で共有する。

¹⁰⁶ INEE, *INEE: The Education in Emergencies Community*. <https://inee.org/>（アクセス日：2025年10月7日）

- ・ 紛争に配慮した教育に関連し、活用可能なツール・リソース：INEE Conflict Sensitive Education Pack¹⁰⁷が活用できる。紛争や社会的緊張の影響を考慮して教育を設計・実施する際のガイドとして活用できる。

(3) 平和構築のための教育

教育は、再分配（教育へのアクセス・資源・機会の公平な配分）、認識（教育を通じた多様性とアイデンティティの尊重）、代表性の確保（あらゆるレベルでの意思決定への公平な参加の確保）、和解（過去の人権侵害の対処、過去・現在の不正義への対処）を通じて、持続可能な平和の構築に貢献することができる¹⁰⁸とされている。

a) 他開発パートナーの取り組み

移行期の正義と教育の取り組みとして、INEE では、侵略や虐待があった社会において、教育を通じて、法の支配を強化し、被害を受けたコミュニティの不満に対処し、人権侵害の再発を防ぐことを目指す取り組みが行われている。例えば、子どもや青年が、将来生産的・社会的・政治的領域に参加するための能力とスキルを育成することや、紛争後の社会で、市民が、現在と過去について批判的に考える能力を高め、よりよい未来を予見し、構築できるようにすることを目的としている。¹⁰⁹

また、幼児期の発達のための教育サービス¹¹⁰を通じた、マイクロレベルで暴力を防ぐ取り組みも行われている。適切な養育を受けた子どもは、ストレス対応、アタッチメント、社会性・情緒の発達、認知機能の発達を示し、その結果、将来暴力を振るう傾向が減少するといわれる。

以下に、平和構築のための教育に関する案件の事例を記載する。

ボックス 6-4：平和構築のための教育—UNICEF のウガンダの事例¹¹¹

■背景：カラモジャは、ウガンダ、南スーダン、ケニアの国境が交わるウガンダ北東部の乾燥地に位置し、主に農耕牧畜民が暮らしている。国内の氏族間の紛争や、ケニアのトゥルカナ族やボコット族との国境を越えた紛争が起きている。牛の略奪は、長い間、生計の手段と紛争の原因となってきた。近年、ウガンダ政府の武装解除政策により、大規模な家畜略奪の頻度は減少。多くの若者は、生計を立てる術を失った。その結果、商業的な性労働、早婚や強制結婚、アルコール中毒、窃盗、金銭目的のギャンブル、違法な酒造、薬物の濫用を行う者もいた。また、食料、農具、鍋などの窃盗や、犯罪行為に反対する人々の虐待をする者もいた。

雇用を見つけた若者の中には、低賃金で搾取され、雇用主との争いに発展した者もいた。地域社会の人々は若者を無価値な存在、地域社会の平和を脅かす最大の脅威として認識していた。

■Agency：男女の若者に生活・生計スキル、金融リテラシー、平和構築などをテーマとする研修を行った結果、青少年の一部は農業や職業・サービス業などの収入を得られるようになった。青少年の中には、地域の中で、地元当局、長老、ユニセフ等の開発機関と協力し、グループ内外の紛争解決プロセスに関与するようになった者もいた。男女の若者の経済的・社会的自立に繋げ、一部は平和構築の担い手として成長した。

■Relations：地域の大人の一部は、青少年に対する認識を好転させた。青少年は家族や地域社会の中で行動

¹⁰⁷ INEE. *INEE Conflict Sensitive Education Pack*. <https://inee.org/resources/inee-conflict-sensitive-education-pack> (アクセス日 2025 年 9 月 27 日)

¹⁰⁸ Novelli, Mario, Mieke T.A. Lopes Cardozo, and Alan Smith. (2017). *The 4RS Framework: Analyzing Education's Contribution to Sustainable Peacebuilding with Social Justice in Conflict Affected Contexts*. *Journal on Education in Emergencies* 3(1): 14-43.

¹⁰⁹ INEE. *Education for Peacebuilding*. <https://inee.org/collections/education-peacebuilding>. (アクセス日 2025 年 7 月 29 日)

¹¹⁰ INEE. *Contributions of Early Childhood Development Services to Preventing Violent Conflict and Sustaining Peace*. https://inee.org/sites/default/files/resources/04a_ECPC_Brief_v8_FINAL_ENG.pdf (アクセス日 2025 年 9 月 2 日)

¹¹¹ UNICEF. (2012/2016). *Learning for Peace- Narratives from the Field*. <https://inee.org/sites/default/files/resources/Learning%20for%20Peace-%20Narratives%20from%20the%20Field.pdf> (アクセス日 2025 年 9 月 2 日)

し、責任を負っていることが認められ、知識が豊富で責任感が強く、機知に富み、地域社会のニーズに応じてくれる、模範的な存在として認識され始めた。

b) JICA 事業への教訓

子どもや青少年を単なる保護の対象ではなく、将来の社会を担う主体として位置付け、地域課題を発見し、解決のために議論・計画・実践できるよう支援することは、JICA 事業として実施可能と思われる。提供する教育内容としては、基礎教育に加え、ライフスキル教育（家計管理や金融リテラシー）、平和教育（民族や宗教など多様な背景の理解）、社会課題の解決に向けた問題分析や計画立案・実践の手法、さらには暴力や GBV の認識と予防が含まれる。

また、ジェンダーや交差性の視点を取り入れ、女子や女性、難民、障害者、少数民族など社会的弱者が教育機会から排除されない仕組みを整えることが不可欠である。これにより、彼らの経済的・社会的自立を促進し、リーダーシップ育成や意思決定への参画を支援することで、社会や平和の担い手としての役割を發揮できるようになる。

こうした取り組みは、学校教育などのフォーマルな場に限らず、インフォーマル教育の形でも実施可能であり、とりわけ女子や社会的に脆弱な立場にある若者が参加しやすい環境づくりが求められる。

これらの教育活動の成果を効果的・かつ持続可能なものにするため、教育機関と支援機関、地域住民、保護者、地域リーダー、行政当局が連携することも有効である。具体的には、学校運営委員会や保護者会を通じて地域住民が教育環境の改善に関与する仕組みを整え、教育の質や公平性に関する課題や児童・生徒が考えた社会課題と解決方法を共有し、共同で解決策を模索することも可能である。また、地域の伝統的リーダーや宗教指導者を巻き込み、ジェンダー平等や暴力防止への理解を促進することで、教育の効果を地域全体に広げ、社会的緊張の緩和や信頼関係の構築につなげられる可能性がある。